

△資料紹介▽

改正税法のすべて 昭和二十二年 Ⅱ (2)

— 経済再建計画のドラフト —

井 上 一 郎

(租税資料室
研究調査員)

目次

はしがき	(1)
事態の進展	(2)
事態解決の爲の主要な立法上の資料について	(8)
一、司令部の課税提案（G案）（一九四六・五・三 一）	(10)
二、G案に対する石橋蔵相の対案（経済閣僚懇談会 付議資料）	(21)
三、金融緊急措置令等の事後承諾案の提案理由（昭 二一・七・二）	(36)
四、金融緊急措置令等の事後承諾案の審議経過報告 （昭二一・七・九）	(38)
五、対日理事会におけるソ連代表の軍需補償に対す る見解及び司令部の補償額の発表に関する新聞 記事（昭二一・七・一一）	(42)
六、課税提案に関するマツカーサー元帥の吉田首相 宛書簡	(45)
七、戦後経済再建に関する件（昭二一・七・二六）	(47)
八、金融緊急措置令施行規則改正についての大蔵省 発表（昭二一・八・一〇）	(53)
九、金融緊急措置令施行規則の改正に関する石橋蔵 相の衆議院予算総会での説明	(58)
一〇、補償打ちり並に経済再建に関する政府声明 （昭二一・八・一二）	(59)
戦後経済再建措置の大綱	
一一、会社経理応急措置法案、金融機関経理応急措 置法案の提案理由及び審議経過（緊急案件） （昭二一・八・二七）	(61)
一二、復興金融金庫法案の提案理由の説明	(76)
あとがき	(78)

はしがき

昭和二十二年一月二四日、連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）からの覚書「戦時利得ノ除去及財政ノ再建」に接して以来、戦時利得の没収措置について、その具体化を大蔵省は鋭意検討を重ねていた。勿論、わが政府においても、戦時財政から平時の財政への転換は、急務であり、財政再建の方途を「取るものほりと、払うものは払う」方式で先ず考慮されるところであつたことは既に明らかにしたところである。

とは言え、敗戦の特殊事情にもとづいて、即ち軍需産業の突然の停止、それに伴う企業の人員整理に始まる退職金の支払い、陸海軍の解体とともに軍人、兵士の帰還業務、それに係る諸費用は、戦争の停止とは関係なく増嵩することとなる。これらの諸原因により、臨時軍事費特別会計は、遺憾なく回転し貨幣の増発が続いた。右のように貨幣の増発は必然的にインフレの悪性化を将来せしめることとなり、その鎮静化更には昭和二〇年産米の不作から絶対的不足を示していた食料の全般的確保の要請並びに政府が八月一五日に軍官民の離反の恐れを配慮した軍保有の民需物資の緊急処分品の生産再開への回帰を意図して、これが、社会経済秩序の面から「経済危機突破緊急対策」として、昭和二十二年二月一七日、緊急勅令により金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令、食糧緊急措置令及び隠匿物資等緊急令が公布施行されることとなった。

本誌二五号及び二六号では、この緊急対策のうち、金融緊急措置令、日本銀行券預入令及び臨時財産調査令を取り上げ、事態の進展に対応して法令の推移を軸として関連資料を紹介したところである。

本号では、その後の事態の進展をうけて戦時利得の没収措置の政策的動揺を克服して戦時利得の没収が、戦時補償の打切りと財産税の課税によって達せられることとなり、これを巡って課税環境の整備が行われることとなる。

勿論、連合軍総司令部の絶え間ないサデッションを受けながら、しかも、没収措置の最良の方法を模索しながら、

課税環境の整備を行ったことができる。即ち、税制の分野ではないが、戦時補償の打切り（その方法として戦時補償請求権を課税物件として、税率一〇〇%による課税によって、請求権の消滅を図る）及び財産税をターゲットとした法領域―それは、金融緊急措置令施行規則の改正を始めとして、金融機関経理応急措置法、会社経理応急措置法並びに復興金融庫法、金融機関再建整備法、企業再建整備法を全体として見ようと思う。本稿では、紙数の関係もあるので、金融機関再建整備法及び企業再建整備法については、次回戦時補償特別措置法及び財産税法を取り上げるさいに見ようと思う。

事態の進展

昭和二〇年一月一八日戦時体制の帝国議会は解散し、翌年四月一〇日新選挙法による第二回衆議院議員総選挙がおこなわれた。五月一六日第九〇回臨時帝国議会在が招集され、六月二〇日開院式があり、本格的な審議が行われることとなったのである。因みに大蔵大臣の財政演説は、七月二六日であった（二五号参照）。

戦時利得の没収措置は、今議会のメルクマールの一つである。各界においては、その帰趨は注目的である。GHQ/SCAPとの水面下での折衝の模様的一端が、五月二六日の各新聞に、五月二一日のニューヨーク・タイムズの東京特派員バートン・クレインの記事を逆輸入し、マーカーカット経済科学局長が石橋蔵相あてに戦時利得一〇〇%課税案を提案した旨を報道した。この頃の商業雑誌には、戦時利得の没収措置が前内閣の時とは異なる方向づけがなされた由の解説記事が散見される。その一つを二五号で紹介しておいた。^{*}

* 財産税はどう改定されるか 松山宗治 雑誌「税」第一巻 第二号 帝国地方行政学会、昭和二十一年刊

また、月日の進むに従って金融事情の変化又は新しい事態に対処するため、金融緊急措置令の施行規則の改正は目まぐるしいほど行われていた。これについても可能な限り、解説文と、法令の変遷を掲げておいた（二五号及び^{*}

二六号)。

* * 金融緊急措置令実施後の経過と改正 河野通一 雑誌「財政」第一二巻 第七号 大蔵財務協会 昭和二一年刊

さて、「事態の進展」を日時を追いながら見てみよう。

五月二六日 第九〇回臨時帝國議會招集

二二日 ニューヨーク・タイムズ東京特派員バートン・クレーン、マーケット経済科学局長が石橋蔵相あて戦時利得の没収については一〇〇%課税案の骨子を伝えたことを報道。

二六日 朝日他各紙バートン・クレーンの報道を逆輸入し一〇〇%課税案の骨子を報道

六月二三日 閣議、司令部提案の一〇〇%課税案の対案(一案)を決定

一五日 大蔵省 補償処理案に対する細目案要綱を起案

一七日 大蔵省 一案を司令部に提出

二〇日 第九〇回臨時帝國議會開院式

二八日 石橋蔵相 予算総会において、補償の打切りは財政上の措置としては簡単だが、それが経済界に及ぼす影響にたいして、善後措置を講ずることなく補償を打切ることとは不可能であると言明

七月 二日 石橋蔵相 臨時通貨法委員会において、生産再開の前提として近く経済界全般にわたって整理を断行すると言明。なお、企業の経理面に対しても整理を行うことを示唆した

G H Qの意向として財産増加税は、中止の見込み明らかとなる。戦時利得の没収措置に関し、政府は、G H Qから最後通牒を受領。

政府、金融緊急措置令等承諾を求める案件を議会に提出。蔵相その提案の理由を説明す

四日

石橋蔵相 金融緊急措置令委員会において、

一、財産税は、前内閣で計画したが、情勢の変化に対応して財界の整理断行の時期と見合わせて行う
二、免税点は三万円とする

三、財産税収入は減少の見込み

四、財産税収入の使途は、余裕があれば国債の償却にあてるが、当面は、一般財源にあてる。

五、課税財産のA、B、C級とその課税方法については調査中であることを明らかにした。

五日 石橋蔵相 戦時補償の打切りについては、その影響するところ大であるから関係方面と交渉中と発言。

六日 石橋蔵相 金融緊急措置令委員会において、生産再開その他国家的に必要な資金を供給させるため近く復興金融会社を設立する。しかし、同会社の設立には時間がかかるから、勧業銀行、興行銀行にたいし、政府が斡旋して、中小商工業、国家に必要な方面の資金の貸出を行うことを明らかにした。

九日 朝日は、政府が産業再開を急速に実現すべく、企業再建整備法案、補償処理法案、復興金融公社法案を準備していると報道

一〇日 第九次対日理事会 デレビヤンコ・ソ連代表発言

軍需会社補償問題

この問題は賠償と日本経済再建の見地から極めて重大である。日本の軍需会社は戦争中、軍閥の庇護の下に侵略戦争に従ひ、それにより甚大な利潤を得た、かかる会社に補償を行ふ必要は断じてないが、日本新聞の報道によると、既に一部の補償が行われたといはれる。真相如何。これにたいする米国側の意向別途参照。GHQ

／SCAPアキン海軍少佐は、補償要求額は、七四九億円にのぼると発言。

閣議 所得税法の一部を改正する等の法律案、臨時租税措置法を改正する法律案を決定

一一日 政府 右法律案要綱を發表

一三日 石橋蔵相 貴族院金融緊急措置令委員会において、擬制資本を近く大整理を実施する。但し新円の封鎖は行わない旨をも明らかにした。

一四日 経済団体連合会 企業整理の実施が補償打切りの前提であるとの説明書を政府に提出。

一八日 石橋蔵相 衆院会計法委員会において、戦時補償の打切り方について、「目下関係方面と打合せているが、若し打切りとなれば過去に逆上って行うこととならう。」と発言。

二二日 七月一九日付けマッカーサー元帥から吉田首相あて、書簡により一〇〇%課税提案結着

二四日 政府 昭和二十一年度改定予算案を衆議院に提出

二五日 石橋蔵相 衆議院本会議において財政方針演説を行う。

経済界の整理を断行する。復興金融の途を開く。補償打切りは研究中である。一般税制の改正により増税を行うことを明らかにした。

二六日 貴族院 金融緊急措置令他一件の事後承諾案一括上程、委員長報告通り可決成立・衆議院へ送付
閣議 戦後経済の再建整備に関する件 決定

三〇日 政府 所得税法の一部を改正する等の法律案及び臨時租税措置法を改正する法律案を議院に提出
石橋蔵相 所得税法の一部を改正する等の法律案の提案理由を説明
臨時閣議 補償の全面的打切りとこれに伴う一連の経済再建方策を一部を除き応急的措置を決定

八月 八日
一、金融機関の整理に関する措置法案
二、企業の整理に関する措置法案
三、個人並びに公益法人の整理に関する措置法案
恒久的措置として

一、金融機関の再建整備に関する法案
二、企業の再建整備に関する法案

その他の恒久的対策として

一、復興金融庫法案
二、財産税法案
三、財産税法案
があげられた。

一〇日 政府 金融緊急措置令施行規則を改正し、補償打切り預金対策を実施、封鎖預金を第一と第二の二種とし第一封鎖は支払いを保証し第二封鎖は凍結し、整理がつき次第第一封鎖に繰り込むこととし、次の段階の準備に入った。

また、大蔵省は、金融緊急措置令施行規則改正の政府声明を発表

石橋蔵相、衆議院予算総会において、金融緊急措置令施行規則の改正に関し、説明。

一一日 政府 金融緊急措置令施行規則改正規則を公布

一二日 政府 金融機関整理応急措置法案及び会社経理応急措置法案を議院に緊急案件として提出、続いて戦後経済再建措置大綱を発表

※緊急案件 旧憲法時代議院法第二十七条但書及び第二十八条但書により委員会審議を省略。

一五日 政府 金融機関経理応急措置法（法律第六号）及び会社経理応急措置法（法律第七号）を公布即日施行
一九日 政府 復興金融庫法案を議会に提出

この年二月の経済危機突破緊急措置対策から八月には、経済再建応急措置対策へと重畳的に転換し、やがて明らかとなる戦時利得の没収措置が、戦時補償の打切りと一般財源に当てられる財産税法によつてとつて変わるという筋書きで戦後処理の一つを克服することとなった。

本稿は、戦時補償の打切り及び財産税法の施行に先立ち、その環境の整備を通して、戦時補償特別税及び財産税は一体何であったかの展望を可能にすると思われる資料を紹介する予定であったが紙幅の都合で省略した。なお、ここで一言しておきたいことがある。それは本稿を取り上げる動機である。昭和五五年に租税行政史を出した際、故忠佐市氏から次の様な教示に接したことも亦大きな原因の一つである。即ち、「〔租税行政史の〕内容をザット眺めた程度で感じたことは、戦時補償特別税についての考え方ですが、財産税との関係と併せて、企業再建整備、金融機関再建整備をふくめて戦後処理の一大項目として考えてみたらどうという観察が成り立つかという課題がありまゝなり。渡辺喜久造さんや半田剛さんが物故された現在では、証言からではなくて、現実の動きから再構成する結果となります。『昭和税制の回顧と展望』も、一見その真相がつかみかねています。昭和財政史の『再建整備』を取扱うことになる『巻』でその間の事情が解明されるのか、僅かな期待をかけています。」といわれる。その先生も今はない。戦後は終わったとはいへ、本稿の部類はまだまだ問題の解明の進んでいない分野でもあろう。

なお、参考とすべき論説には、次のようなものがある。

一、財産税批判 「税」第二巻第二号 帝国地方行政学会 昭和二十二年二月号

木村禧八郎

二、軍需補償全面切りの意義・影響・対策 「財政」第一一巻第七号 大蔵財務協会 昭和二十二年七月

木村禧八郎

三、金融機関経理応急措置法・復興金融金庫法概説 「財政」第一一巻第九号 大蔵財務協会 昭和二十二年一〇月

福田 赳夫

四、会社経理応急措置法概説 「財政」第一一巻第九号 大蔵財務協会 昭和二十二年一〇月

榎田 光男

関係法令の詳細は、別の機会に譲る。

事態解決の爲の主要な立法上の資料について

以下においては、先に事態の進展を時系列的に見たのであるが、ここにおいてもその資料の配列は、先の方法に従うこととし、若干の説明を加え資料の意味付をしておきたい。

最初にくる司令部の課税提案（G案）は、五月二二日各紙によつて明らかとなつたバートン・クレイン記者の報道したマーケット経済科学局長の日本政府へ示した案であることはいうまでもない。文体からみて日本案に対する修正意見或いは修正案文とみてよい。従来発表されている案文で、司令部が基礎とした日本案については見定めえない。

資料の二は、石橋蔵相のG案に対する同年六月一七日大蔵省において決定した対案である。緒言で述べているところは、「遺憾ながら貴案其の儘を即時に実行することは好ましくからぬ結果を生ずべしとの結論に到達した。」と言うのである。

資料の三は、この年二月の緊急勅令を公布し、実施した金融緊急措置令、日本銀行券預入令、同領入令の特例及び臨時財産調査令に係る旧憲法八条による帝国議会の承諾を求める石橋蔵相の提案理由である。緊急勅令公布時の事情が公式に表明されたものとしての意義は大きい。

資料四は、資料の三に対する議会の対応を明らかにするものである。特に説明の要はない。

資料の五は、マッカーサー司令部の対日占領行政に対する連合国の目付役として極東委員会に準じて組織された対日理事會における関係資料である。当時共産圏を代表するソ連のテレビヤンコは対日占領政策の実施に当たり強行派であり、その発言は注目的となつていた。発言の内容は情報不足の上で行われていたとおもわれる節がある。米側は発言を封じ込める態度を取っており、旨く機能していたとは言えない。

資料の六は、マーカットと石橋との間で意見の調整が困難であったことから、吉田総理が七月一六日マッカーサーに直訴のレターを出し、調整方依頼したのに対し、その返事として出されたものである。内容は、マーカット主張の戦時補償の全額打ち切り又は全額課税の処置を承認したものであって、爾後この方針に従って事態が進行する事となる。

特に指摘すればレターの末尾の文章は、マッカーサーの心情を吐露しているように思われる。

資料の七は、この年二月の経済危機緊急対策の後を受けて、戦後経済の再建整備対策へと重畳的に転換していく政策文書である。

資料の八は、本誌二五号で、みた金融緊急措置令施行規則の改正に当たつての基本的文書であつて、その意味で捨てがたいものがある。事態の進展に合わせて資料紹介を試みたものである。改正法令は、本誌二六号に収録録済である。

資料の九は、八の石橋蔵相の衆議院予算総会での演説である。

資料の一〇は、戦時補償措置に対する打ち切りの表明と、それに対する政策—経済再建—の明確化文書である。戦時補償の打ち切りによる一般企業及び金融機関の連鎖倒産の予防措置として、

一 金融緊急措置令施行規則の改正 封鎖預金の区別 第一・第二封鎖預金

二 金融機関経理応急措置法

三 企業経理応急措置法

四 復興金融金庫法

の立法が課題となる。その基本文書である。

資料の一及び一二は、前記一乃至四の議会の大蔵大臣の提案理由であるの演説である。

以下項をわけて、それぞれについてみる。

一 司令部の課税提案（G案）（一九四六年五月三一日）

課税提案

一、戦争二起因シテ個人及法人が政府ニ対シテ有スル総テノ請求権及政府ノ保証アル私的又ハ準政府的機関ニ対シテ有スル請求権ニ付テハ其ノ一万円ヲ超エル部分ニ付一〇〇%ノ課税ヲ為スコト。本税ハ特殊封鎖勘定ノ形ニ於テ支払ハレタモノ、上述ノ請求権者ニ現金ヲ以テ支払ハレタモノ既ニ相殺セラレタルモノ及未ダ確定セズ又ハ支払ハレザル戦争ニ因リ生ジタ総テノ請求権ヲ捕捉セシムルコトヲ目途トスベキモノデアル。

二、日本法人ニ対シテ有スル「エキイテイ」ヲ含ム総テノ個人所有ノ財産ニ対スル財産税ハ次ニ依リ実施セラル可キデアル。

イ 全納税者ヲ其ノ資産総額ニ從ヒ三階級ニ分ツコト

ロ 最大資産階級ニ第一ニ課税シ、之ニ次グ階級ヲ第二ニ課税シ、更ニ若シ日本政府ニ依リ公表セラレタル歳入額ニ第一第二階級ヨリノ歳入額ガ満タザル場合ハ第三階級ニ課税スルコト

ハ 評価資産額三万円ニ満タザル者ニハ課税セザルコト

ニ 延滞納ニ付テハ少クトモ納期日ト實際納税日トノ間ニ生ズ可キ物価水準ノ上昇ニ対応セル額ヲ支払ハシム可キ旨ノ規定ヲ設クルコト

ホ 財産税税率ハ三万一千円ノ資産ニ付テハ實質上〇・三二%ノ率ヲ以テ課税セラルル如キ税率ヨリ初マリ追増シテ五千万円超ノ財産部分ニ対シテハ八五%ノ税率ヲ以テ課税スル如キ累進税率トスルコト

三、個人所有ノ財産ニ付戦争中ニ生ジタル増加額ニ対スル課税ニ付日本政府ノ為シタル提案ハ次ノ重要ナル修正ヲ

以テ承認サル。

イ 免稅額ヲ三万円ニ引上グ。個人ニシテ其ノ資産が三万円以上増加セリト評価セラルル者ハ其ノ全増加額ニ付納稅義務ヲ有ス。但シ其ノ稅額ヨリ一万八千円ヲ控除セラル

ロ 總テノ種類ノ財産増加額ハ同一種ノ稅率ヲ以テ課稅セラル(註―訳者―原文ニテハ「總テ財産増加額ハ同一率―單數ノ文字が使つてある―ヲ以テ課稅セラル」)ベキモ財産ガ同一納稅義務者ニヨリ一九四〇年ヨリ一九四六年ノ期間ヲ通ジ保持シ續ケラレタ場合ニハ、有價証券ヲ除キ其ノ財産ニハ課稅セラレナイ。有價証券ニ付テハ夫レガ此ノ期間同一者ニ依リ保持セラレテ居タ場合ニ於テモ其ノ価額増ハ課稅ノ対象トナル

四、課稅ニ關スル詳細ハ別紙(一)ニ述ベタ。

五、上述セル課稅案ハ或種ノ法人及金融機構ノ改組ヲ隨伴スルモノト認メラレル。之ニ隨伴シ此ノ種改組ガ秩序良ク實現サレル為ニ要スル施策ノ一案ハ其ノ大綱ヲ別紙(二)ニ述ベタ。

別紙(一)及(二)

(一) 財産稅及個人財産増加稅法案ノ改案

(二) 本課稅案ヲ法人及個人ノ請求權ニ適用スル為ノ原則

別紙(一)

財産稅法及個人財産増加稅法案

一、財産稅及個人財産増加稅ニ對スル提案ハ茲ニ概說スル処ニ從ヒ改訂セラレル事ヲ要ス。本案ハ二項ヨリ六〇項迄ハ財産稅法案ノ改訂ニ關シ六一項ヨリ八八一項迄ハ財産増加稅法案ノ改訂ニ關スルモノデアル。

二、納稅義務者ハ三階級ニ分ケラルベキコト。第一階級ハ財産五十万円ヲ超ユルモノトシ第二階級ハ十万元以上五十万円迄トシ第三階級ハ財産三万円以上十万円迄トスルコト。

- 三、第一第二第三ノ財産ニ依ル分類ハ財産増加税額控除前ノ財産ヲ基準トスルコト。
- 四、総テノ階級ノ申告書提出ハ法案通過後六十日以内ニ為サル可キコト、第一第二第三階級ヨリノ歳入見込額ハ申告書提出期限前ニ公表セラル可キコト。
- 五、第一階級ハ申告書提出ト同時ニ納税スベキコト。
- 六、第二階級ハ申告書提出日ヨリ三十日後ニ納税スルコト但シ第一階級ヨリノ歳入ガ歳入目標ニ達セザル場合ニ付テ云フ。
- 七、第一階級カラノ歳入ガ第一階級カラノ歳入見込ニ等シク又ハ之ヲ超ユル場合ハ、第二階級ニ課税スルカ否カハ大蔵省ノ行政判断ニ依ル。
- 八、第三階級ハ申告書提出期限日後百二十日目ニ納税スルコト但シ第二階級ヨリノ歳入額ガ公表セラレタル目標ニ達セザリシ場合ニシテ、且ツ大蔵省ガ第三階級ニ対スル課税ガ好マシイト考ヘタ場合ノコトヲ云フ。
- 九、調査委員会及評価委員会ハ税法通過後速ニ設置セラル可キコト。此等委員会ハ申告書提出ニ先立ち其ノ忠言者トナル。
- 一〇、第一階級申告調査ハ申告書提出後直ニ開始スルコト。
- 一一、課税額三万円ニ滿タザルトキハ課税セザルコト。
- 一二、課税額三万円又ハ夫レ以上ノ時ハ全財産額ヲ課税対象トスルコト。
- 一三、総テノ納税者ハ税額ヨリ三千元ヲ控除セラル可キコト。
- 一四、延納ハ奨励セラレズ且ツ極メテ限ラレタ場合ニノミ許可セラルベキコト。
- 一五、総テノ延滞納ハ指定納期日ヲ基点トスル公定及關物価指数ヲ取入レタル政府作成ノ物価指数ニヨル調節ヲ受ク可キコト。

- 一六、納税物件ノ順序ヲ定メルコト。後順位ノ物ニ依ル納税ハ先順位ノ物ニ依ル納税ガ実行不能ト看做サレタ場合
 ニノミ許容セラル可キコト。順位ハ左ニ依ル。
- 1 現金又ハ預金(特殊預金ヲ含ム)納
 - 2 公債納(地方債ヲ含ム)
 - 3 公ノ証券ニ非ザル流通証券(株式、証券、社債等)
 - 4 不動産納(土地建物等)
- 一七、政府ハ申告者ノ申告ヲ不当ト認メタルトキハ如何ナル財産又ハ其ノ一部ヲモ、申告額ニ於テ国債ヲ対価トシ
 テ買取り得ル権利ヲ留保スルコト、逆ニ納税者ハ政府ノ評価ヲ不当ニ高価ナリト認メタルトキハ如何ナル財産
 又ハ其ノ一部ヲモ政府評価額ニテ買上ゲ方請求スルコトヲ得ルコト。
- 一八、贈与又ハ寄附ニ関シテハ慈善又ハ文化財団又ハ団体ガ贈与又ハ共同贈与ニ依リ設立セラレ且ツ贈与者ガ設立
 セラレタル財団又ハ団体ニ対シ普通以上ノ権利、特権又ハ力ヲ有シテ居ル場合ニハ、本税適用ニ関シテハ全贈
 与又ハ寄附ハ之ヲ贈与者ノ資産ト看做スコト。
- 一九、債務ニ関シテハ、債務ノ額ガ債権者ノ債権トシテ課税シ得ル時ニノミ債務者ノ債務控除ヲ認メラル可キコト。
 本税適用ニ関シ債権者ガ免税ノ取扱ヲ受クル場合ハ債務ハ債務者ヨリ控除セラル可カラザルコト同ジク、債務
 者ガ債権者ヨリ高率ノ適用ヲ受クベキ資産者ナルトキハ、債務ハ債権者ニ付キ債務者ガ適用セラル可キ税率中
 最高ノ税率ヲ以テ課税セラル可キコト。
- 二〇、本税ニ付テハ預貯金優遇ヲ認メザルコト。
- 二一、税法中ニ「密告者」制度ヲ挿入スルコト、就中關係官署ニ対スル密告ノ結果ガ税ノ遁脱発見ノ端緒ヲ与ヘタ
 ル密告者ニ対シテハ、其ノ結果捕捉セラレタル追加税額ノ二十五%ノ報酬ヲ与ヘラル可キモノトスルコト。

二三、大蔵省ハ申告書提出即納税日ヨリ百二十日以内ニ第一階級ノ納税者名其ノ財産内容及納付税額ヲ公表スルコト。

二三、本税ハ次ノ累進通増率ヲ以テ、賦課セラル可キコト。

四万円以下	一〇%
四万円〜五万円	一五%
五万円〜六万円	二〇%
六万円〜七万円	二五%
七万円〜八万円	三〇%
八万円〜十万円	三五%
十万円〜二十万円	四〇%
二十万〜三十五万円	四五%
三十五万円〜五十万円	五〇%
五十万円〜百万円	五五%
百万円〜二百万円	六〇%
二百万円〜五百万円	六五%
五百万円〜千万円	七〇%
千万円〜二千万円	七五%
二千万円〜五千万円	八〇%
五千万円超	八五%

- 二四、各種ノ不動産評価委員会ノ総テノ責任アルメンバアハ大蔵省ニ依リ任命セラル可キコト。地方ヨリ選出セラレタル者ハ諮問機関トシテ機能ヲ営ムニ過ギザルコト。
- 二五、各種ノ有価証券評価委員会ノ責任アルメンバアハ大蔵省ニ依リ任命セラル可キコト。此ノ種委員会ノ事務ハ中央ニ於テ為サレ且ツ全国ノ規模ニ於テ営マル可キコト。
- 二六、公的及私的ノ総アノ有価証券ノ評価ニ関スル包括的の命令ヲ制定ス可キコト。
- 二七、(第一条関係) 調査期日ヲ改メ軍需補償支払ガ一〇〇%ノ課税ヲ受クルコトニ関スル公表後少クトモ七日以後ヲ以テ調査期日トスルコト。
- 二八、(第一条関係) 「本法施行地」ハ法律ヲ以テ明定スルコト。
- 二九、(第五条関係) 「各受益者ノ受クル利益ノ割合ニ応ジテ」ハ「各受益者ノ各々ノ利益ノ實際ノ評価額ニ從ヒ」ノ意味ニ改ムルコト。
- 三〇、(第九条第二項関係) 具体的ノ期間及日ヲ法律ニ明定スルコト。
- 三一、第十条削除
- 三二、(第十二条関係) 三号ニ謂フ「其ノ他ノ債務」ハ法律ニ明確ニ定義スルコト。
- 三三、(第十三条第一項関係) 本項ハ大蔵大臣ノ裁量範圍ヲ制限スベク改メルコト。
- 三四、(第十五条関係) 本条ハ大蔵大臣ノ裁量ヲ制限スベク改メルコト。特ニ、神社ヲ含ム総テノ本条記載ノ免税扱ヲ廃止スルカ又ハ僅カノ優遇措置ヲ講ズルニ止メルコト。
- 三五、(第十七条関係) 預貯金ヲ優遇ス可カラザルコト。
- 三六、(第十八条関係) 恩給年金ノ免除部分ハ金額ヲ以テ明示ス可キコト。
- 三七、第二十一条ハ二及一二項ニ從ヒ改ムベキコト。

三八、第二十二條ハ二三項ニ從ヒ改ムベキコト。

三九、財産稅ハ法人ニハ課セラレザルヲ以テ第三章全部ヲ削除スルコト。

四〇、(第四十一條關係) 評価ハ統一シタ基準ニ依リ之ヲ為スコト、右ノ基準以外評価ニ付テノ「特別ノ事情」又ハ右以外ノ基準ハ存スル可カラザルコト。

四一、(第四十四條關係) 法律ニ示サレタル二十倍ノ評価ト施行令ノ年利三・五%トノ關係ヲ調整スルコト。

四二、(第四十八條關係) 改正評価基準日ヲ規定スルコト。

四三、法律第五章及之ニ対応スル勅令ハ上記各項ノ趣旨ニ依リ起案シ直スコト。

四四、法律第六章及之ニ対応スル勅令ハ上記各項ノ趣旨ニ依リ起案シ直スコト。個人所有ニ係ル公私ノ証券、株式

及社債ノ評価ニ關シテハ地方ノ選舉セラレタル調査委員ハ諮問ノ資格ニ於テモ參画スベキデナイ。総テノ有価証券ハ統一基準ニ依リ評価セラルベキコト。二五項ヲ見ヨ。

四五、第九十條ハ上記二四項ノ趣旨ニ從ヒ改訂セラル可キコト。

四六、第九十三條ハ前記四、五、六、七及八項ノ趣旨ニ從ヒ改訂セラル可キコト。

四七、第九十四條ハ前記一六項ニ從ヒ改訂セラル可キコト。一般ニ或一種ノ資産ノ八〇%以上ヲ納稅ニ充テルコトハ実行困難ト思ハレル。從ツテ上順位ニ属スル資産ノ八〇%ガ納稅ニ充テラレタトキハ次順位ノ物ニ依ル納付

ガ許サル可キデフル。

四八、第九十五條及九十六條ハ上記四七項ニ從ヒ改訂セラルベキコト。

四九、第九十七條及九十八條削除。

五〇、(第九十九條關係) 延納ハ法定納期日又ハ夫レ以前ニ申請セラル可キコト。

五一、第一百條及百二條ハ上記四七項ニ從ヒ改訂セラル可キコト。

五二、第四百四条及百五条削除。

五三、第八百八条ノ自然不可抗原因（火事、暴風雨、電雷、地震）ニシテ調査期日後生ジタルモノニ因リ生ジタ資産ノ減少ニ限り適用セラル可キコト。

五四、（第百十三条關係）政府ハ同条末項ニ掲グル手数料ヲ資料ヲ提供シタ者ニ支払ツテハナラス。

五五、第二百一条削除

五六、（第百二十六条關係）罰則ヲ強化スルコト。

五七、（第百二十七条關係）虚偽ノ申告ノ結果ノ加重犯（税ノ遁脱ヲ結果シタ場合）ヲ廢シ遁脱ニナラウトナルマ

イト罰則ニ差別ヲ設ケザルコト。罰則ハ本条ニ設ケタルモノノ最高タル可キコト。

五八、第二百八条及百二十九条ハ上記五七項ニ從ヒ改訂セラル可キコト。

五九、（第百三十一条關係）罰金ハ最高一万円ノモノタルベキコト。

六〇、第四百十、四百十一及四百十二条削除。

六一、原則ハ総テノ有体財産（有価証券ハ有体財産ト看做サズ）ニシテ同一家族ニ依リ始期ヨリ終期迄持續保有セラレタルモノハ財産増加額ニ算入セズ財産増加税ヲ課セラル可キモノニ非ズト云フニ在ルコト。

六二、財産増加額ガ三万円未満ナルトキハ税ヲ課セザルコト。

六三、総テノ税額カラ一様二万八千円ヲ控除スルコト。

六四、預貯金其他ノ債權ノ優遇ヲ認めザルコト。

六五、第二種増加額制度ハ取止メルコト。

六六、一九四〇年四月ヨリ終期ニ至ル間ノ公定及闇価格ヲ採リ入レタル綜合物価指數ヲ政府ニ於テ作成スルコト。

本指數ハ一九四〇年当時ノ財産評価資料ガ不完全又ハ不揃或ハ全然存在セザル場合之ヲ確認スル手懸リトシテ

役立タシム。

- 六七、財産税法ニ付示シタル分類、申告日及納税日ハ増加税ニモ適用セラルベキコト。
- 六八、第四条第一項ハ上記三二項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。
- 六九、第五条第一項ハ上記三四項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。
- 七〇、第七条第一項ハ上記三三項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。
- 七一、第九条第三項ハ相当ト思料セラレル恩給額ニ之ヲ限定シ夫レ以上ノ額ニハ何等特別ノ考慮ヲ与ヘザルコト。
- 七十二、第九条第二項削除。
- 七三、第九条第五項ハ適當ナル法令ヲ法律ニ示スベシ。
- 七四、第十条ハ上記六二及六三項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。
- 七五、第十一条ハ上記六五、七一、七二及七三項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。
- 七六、第十二条ハ上記六一項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。
- 七七、(第十四条関係) モディファイアアハ其ノ要ナシ。
- 七八、(第十六条関係) 第一種増加額ニ対スル税率ヲ本法ニ適用スベキコト。
- 七九、第十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、及二十七条ハ上記第四、五、六、八、九、一五、一六、一七、一八、一九、二二、六六及六七項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。
- 八〇、(第三十条関係) 罰則ヲ強化スベキコト。
- 八一、第三十一条以後ハ罰則ヲ強化スベク改訂セラルベキコト。同ジク、虚偽ノ申告ヲ為シ又ハ必要ナル申告又ハ通知ヲ怠リタル場合ニ関シテハ少クトモ懲役ノ規定ヲ設クルコト。

別紙(二)

戦争ニ起因シテ生ジタル法人及個人ノ諸請求権ニ対シ課セラレル可キ税ハ次ノ諸原則ニ則リ適用セラル可シ。

一、保険会社又ハ政府機関ガ手形又ハ其ノ他ノ債務証券ヲ見合トシテ金融機関ニ於ケル封鎖勘定トシテ被保険者ニ支ツタ戦争保険金支払ハ該封鎖勘定ヲ本税額ノ限度ニ於テ破棄スルコトニ依リ償還ス可シ然シテ該金融機関ノ保持スル約束手形又ハ其ノ他債務証券ハ右ト同額迄同ジク破棄セラル可シ若シ封鎖預金ノ権利ガ転々シ原権利者カラ異動シテ居ル場合ハ該封鎖預金ノ現在ノ権利者ハ原権利者又ハ其ノ譲受人ニ対シ本課税ニ因リ生ズベキ損失ノ填補ヲ請求スルコトガ出来ル。

二、現金ヲ以テ又ハ封鎖セラレザル勘定ニ対スル支払トシテ既ニ請求権者ニ為サレタル一万円ヲ超エル支払ニ関シテハ該受領者ハ一万円ヲ超エテ支払ハレタ部分ヲ返却スルコトヲ要スル。

三、支払請求権者ガ、当人ノ負フ政府ニ対スル債務ニシテ戦争ニ起因スルモノト其ノ請求権トデ既ニ相殺シテ居ル場合ハ斯ル相殺額ニ付テハ政府ニ支払ハレルコトヲ要スル。

四、既ニ政府ガ為シタ支払ノ返却及相殺セラレタ部分ノ再支払ニ因リ政府ガ収入シ得ベキ額ハ一般税収入トシテ経理セラル可キデアル。

五、政府特殊借入金証券ノ形ニ於テ支払ハレタ支払ハ此ノ種証券ニ関スル政府ノ債務ヲ破棄シ返納スルコトヲ要スル此ノ種証券ガ最初ノ権利者カラ転々シテ居ル場合ノ現権利者ガ本措置ニ因リ蒙ルコトアル可キ損失ハ現権利者ガ最初ノ所有者ニ求償スルコトヲ得ル。

六、本税ニ因リ請求権者ガ蒙ル可キ損失ハ該請求権者ト該請求権者ノ債権者トノ間ニ公平ニ負担セラレルコトヲ要スル。此ノ損失負担ハ次ノ考慮ニ基キ決セラレバナラヌ。(イ)両者ノ損失負担能力、(ロ)連合軍最高司令官ハ法人ガ独占ノ支配サレテ居ル現状ヲ改メントノ意図ヲ有シテキル事実、(ハ)一般ニ所有者ハ債権者ヨリ重キ

負担ヲ負フ可キデアルトノ原則。

次ニ負担ノ負荷ハ次ノ方式ニ依ルコトヲ要スル。

イ 留保及諸積立金額（資産評価ニ因ル評価増ヲ含ム）ガ先ヅ第一ニ一〇〇%迄減殺サレルコトヲ要スル。

ロ 次ニ資本勘定ノ九〇%ニ喰込ム迄資本勘定ニ損失ヲ負担セシム可キコト。

ハ 上記イ及ロノ適用後ノ損失ハ債権者ノ負担ニ歸ス可キモノデアアルガ然シ個々ノ社債券ニ基ク債権ガ負フ可

キ負担ハ其ノ他ノ債権者ノ債権（銀行ノ与ヘタ融資ヲ含ム）ノ負フ可キ負担ノ一・五倍タルベキモノデア

リ社債券ニ基ク債権ハ其ノ九〇%迄其他ノ債権ハ六〇%迄此ノ損失ヲ負担シ消却セラレルコトヲ要スル。

爾余ノ損失ハ債権者ノ負担トナル。然シ若シ債権者ノ債権ガ九〇%方消却サレテモ尚ホ損失額ガ消却シ尽

サレザルトキハ爾余ノ損失額ハ資本勘定ノ残余部分、社債及其他ノ債権者ノ債権ノ間ニ其ノ額ニ応ジテ負

荷セラレ此等ノ債権ガ消却セラレル。

七、請求権者ガ十万円ニ滿タザル資産ヲ有スルニ過ギザル場合ハ所有者ノ權利ハヨリ大ナル企業ノ場合ノ所有者ノ

權利ニ比シヨリ少ナル比例ノ損失ヲ蒙ルニ止ル可キデアル。

八、六、ニ於テ概説シタ手續ニ依リ金融機関ニ対スル債務ガ減殺セラレタ場合ニ於テモ政府ハ從來存シ又ハ將來存

ス可キ如何ナル政府保証ノ法令条項ニ基イテモ金融機関ノ損失ヲ補填シテハナラナイ。但シ次ノ九、ニ述ベル

場合ハ此ノ限デナイ。

九、金融機関ノ右ニ伴ヒ蒙ル散失ハ「留保諸積立金」及「資本勘定」ヲ以テ其ノ各一〇〇%及九〇%ニ達スル迄之

ヲ負担消却シ爾余ハ預金者及其ノ他ノ債権者ニ依リ累進的ニ負担セラレル。但シ預金者ノ預金ハ一万円ヲ限度

トシテ此ノ負担消却カラ免除サレル。金融機関相互間ノ、融資、預ケ合ヒ、政府ノ貸付金及ビ政府預金モ此ノ

負担ヲ免レル。保險会社ノ蒙ル損失ハ銀行ノ場合ト同ジ方法ニ依リ消却サレル。若シ銀行ノ資産モ保險会社ノ

資産モ共ニ此ノ損失ヲ消却シ尽スニ足ラザルトキハ其ノ不足額ハ該保險会社ノ該銀行ニ対スル不能債務トシテ之ヲ帳消シ更ニ銀行ハ対応スル日本銀行ニ対スル債務ヲ帳消シ日本銀行ニ肩替リ(転嫁)スルコトトスル。

一〇、一万円ノ免除額ノ範圍内デ為サレル支払ハ総テ封鎖勘定デ支払ハレルコトヲ要スル。

編注 別紙一の第三一、三二、三四、七一項中の法文の条項は司令部文書の誤謬を訂正して掲載した。

出所 大蔵省資料乙五二六一四一一二。

二 G案に対する石橋蔵相提案(I案)

G案に対する回答(一九四六年六月一七日)①

五月三十一日貴司令部より提示されたるタキゼーション・プログラムは日本経済再建の基礎を確立する為め一挙に各種の懸案を解決せんとするものなりと諒解し、其の意味に於て私の直ちに之に賛意を表し、且つ貴司令部の好意に感謝せる所である。

併し該案の趣旨は斯くの如く直ちに賛成さるべきものであつても、若し其の実行の経過に於て何等か新なる不安を大衆に与へ、例へば一時一般的モラトリアムを施行するの已むべからざるが如き事態を発生するに於ては、或は却て該案の目的とする所に反する結果を生ずるにあらざりと心配した。之れ六月三日の会合に於て私の述べた所である。

爾来私は誠意を以て貴案の遂行を計りたく、自ら熟慮し、又他の閣僚とも屢々協議し、其の意見を求めた。然るに其の結果は遺憾ながら貴案其の儘を即時に実行することは好ましからぬ結果を生ずべしとの結論に到達した。

勿論我々は産業及銀行に大整理を行ふの急務なることを予て痛感する者である。之には閣僚中一人として異論は無い。我々は敢て貴案の提示を受けるまでもなく、之を敢行しようとして計画してゐたのである。併し我々は此の整理

は、混乱の中に於てでなく、飽まで秩序を保つて行ふことを絶対に必要なりと信ずる者である。

然るに貴案実施の結果は果して此の秩序を保ち得ようか、何等事前の準備無く、今日俄に一切の戦争補償を打切るときは、夥しき数の産業会社、銀行及び保険会社を一時に閉鎖せしめるに至ることは必然であつて、経済界は全くパニックに陥るであらう。のみならず其等の諸会社銀行及び保険会社の債権債務が夫々清算され其の結果が中小企業、預金者、被保険者、其の他の関係者の個々に対し何れだけの損害を及ぼすかを明かにするには甚だ多くの日子を要するであらう。其の間多数の国民の資産信用は不確定の状態に置かれ、現金に依る以外の経済活動は殆んど停止するを免れまい。然らば仮令法律を以てモラトリアムを実施せずとも、實質に於て一種のモラトリアム状態を現出しよう。此状態は仮令一万円以下の現金を直ちに払出すとも防止し得まい。否其の結果は却てインフレーションを増進するに止る懸念がある。食糧は斯くて果して能く秩序を保つて農漁村から都会に提出されるであらうか。又勿論失業者は一時に激増することを免れぬが、彼等は果して如何なる態度を社会に対して示すであらうか。

以上は貴案を其儘即時に実行するとしての我々の推測であるが、然らば何等か他に貴案を実施する方法があるか。思ふに若しそれがあるとすれば、それは貴案の実行を例へば一年後に延期し、其の間に要補償会社及び之に關係する銀行保険会社等をレシーバー・アンドマネージャーのアイデアに基きて処理し、貴案実施の影響が現実の経済活動に影響を及ぼさざる機構を予め整へることである。けれども此の場合には戦争補償問題の解決が延期されるは勿論、財産税の実施も亦延期しなければならぬ。而して其理由を政府は国民に示さねばならぬであらう。とすれば国民の受けるショックは、貴案を即時実行するのと差異がないであらう。何となれば其の場合には国民は間もなく一切の補償が打切られることを知るに至るからである。終戦後補償を打切れとの議論は塵々一部の者に依つて唱へられた。にも拘らず国民が案外平氣であるのは、実は其影響が如何なるものであるかを彼等が理解しないからである。彼等は補償を打切られるのは只だ軍需会社の事だと思ひ、其の損害が銀行預金者や被保険者にまで及ぶとは夢

想もしてゐないのである。補償打切論者と雖も、若しそれが預金者、被保険者までに莫大の損害を及ぼすと聞くなれば、恐らく彼等は愕然として、之を國家が補償せよと言ふであらう。

以上の次第で、我々の只今の考では、貴案は其儘では、之を即時実行するも弊害に堪へず、と云つても之れを延期実行することも亦同時に不利益である。そこで私は若し幸に貴司令部の諒解が求められるなら、現内閣が以前から考へてゐた所に基いて、別記の案の実施許可を願ひたい。之は我々の信ずる所では、本質に於て全く貴案と異らず、而も最も秩序良く貴案の目的を達するものである。

即ち我々の案に依れば、一部の補償は全部打切り、一部のそれは、其損害が預金者、被保険者に及ぼざる限りに於て圧縮したる上支払ふ。其の打切及び圧縮は貴案の如く課税の方法を以てする。而して仮令減額するとも一部の補償を支払ふことに依りて生ずる国庫の負担は、財産税を重課することに依つて支弁する。同時に我々は産業会社及び金融機関の全面的大整理を敢行する。

以上は勿論容易の業でない。殊に財産税を重課することには成功覚束なしとの悲観説があらうと思ふ。併し今日の日本は国そのものが破産状態にあるのである。現内閣の閣僚は各々先づ自ら一身を培し此難局打開に當る覚悟である。蓋し議会の全員は亦其の例にならふであらう。全国民を斯くて奮起せしめるならば、我々は如何に巨額に上る財産税と雖も之が徴収困難なりとは信じない。若し之に国民が応じないようなら、日本は到底再興の望みなしと言はねばならぬが我々は我が国民が左様の者なりとは信じない。勿論此の場合には法人にも亦課税するであらう。私は貴司令部が切に我々の衷情を賢察せられんことを希ふ者である。

又以上に関連し是非共貴司令部の同情を求めたきことは、此の上とも食糧に対する援助を惜まれざること、及び本年度予算に計上せざるを得ぬ連合軍駐屯費の軽減を計られたきことである。食糧の甚だしき不足の為人心動揺するに於ては、如何なる施設も遂行困難なるべく、又予算に莫大な欠陥を現す状況では国民に将来の経済再建を信ぜ

しめること不可能であらうからである。予算に付ては改めて、我々の計画を具陳すべきも、此の機会に予め貴司令部の深甚の考慮を煩す次第である。

石橋 湛山

補償処理案要綱

第一、狭義の軍需補償

狭義の軍需補償（内容は別紙参照）の諸請求権に対し十割の課税を行ふこと。

（備考）狭義の軍需補償に付ては支払済のものはないので、取戻しの問題は起らない。

第二、其の他の政府補償

(一) 個人に対する戦争保険金

(イ) 個人に対する戦争保険金に付ては逓次に左の税率を適用して特別の課税を行ふこと。

五万円以下 免税

五万円超十万円以下の金額 五割

十万円を越ゆる金額 十割

（註）最高受取額は七万五千円となる。

(ロ) 個人の戦争保険金に対する課税に当つては、動産保険、不動産保険を総合し、個人単位に名寄せして、右

(イ)の税率を適用すること。

(ハ) 既に支払はれた戦争保険金に付ても保険の対象とすること。

(二) 企業に対する戦争保険金

(イ) 政府補償の請求権を除いた企業の現存資産の時価額が外部負債の総額を超過する場合には戦争保険金に対

して十割の課税を行ふこと。

(ロ) 右の現存資産の時価額が外部負債の総額に達せざる場合に於ては現存資産の時価額と戦争保険金の合計額が外部負債の総額を超過する場合に限り其の超過額に相当する額を租税として全額徴収すること。

(ハ) 今後の経済再建の為に存続せしめる必要のある会社であつて、右(イ)又は(ロ)の課税の結果払込資本金の七割以上を喪失するに至るべきものに付ては、払込資本金として留保し得る額が払込資本金の三割を下ることのないやうに減税し得るものとする事。

但し此の場合

(1) 資本金二十万円以上の会社に在つては払込資本金として留保し得る額が少くとも十万円を下ることのないやうに減税すること。

(2) 資本金二十万円未満の会社に付ては課税の結果株主が払込資本金の五割以上の損失を蒙る場合に於ては、払込資本金として少くとも五割を留保し得る様に減税すること。

(三) 契約打切に依る半製品代金

(イ) 契約打切に依る半製品代金に付ては、企業に対する戦争保険金と合算し、戦争保険金と同一の方法に依り処理する。

(ロ) 既に支払はれたもの及び前渡金等との相殺に依つて決済せられたものに付ても、其の受領した金額が現に政府特殊借入金等として封鎖中のものなると否とに拘らず総て前記原則に依り処理すること。

(ハ) 右(ロ)の場合に於て既払分に対する課税に當つては既に支払を受けた請求権者より其の額を申告せしめることとし、不正の申告を為し、又は故意に申告しなかつた者に対しては相當の罰則を適用すること。

(四) 企業の産業設備営団に対する請求権

産業設備営団が買上げるとを条件として企業の建設した設備、及び産業設備営団の勘定に振替ることの合意の下に建設した設備の建設費であつて企業の産業設備営団に対する請求権となつて居るものに付ては(三)と同様に処理する。

第三、企業の蒙る損失

右第一及び第二の処理の結果企業の蒙る損失は左に依り負担せしめ整理すること。

- (一) 損失は先づ第一に、企業の積立金及び資産の評価益の金額を以て填補せしめる。
- (二) 次に払込資本金の全額迄を以て負担せしめる。但し第二の(二)の(ハ)に依り減税せらるる場合は其の限度迄を以て負担せしめる。

- (三) 尚損失が残るときは各外部債権者に対し払込資本金と同一の損失負担率に達する迄、各債権額に依りて負担させる。此の場合社債権者その他の債権者、担保付債権と無担保債権と云ふ様に債権の種類に依りて負担の割合を違へることはない。

但し政府の有する債権は除外し、下請業者及び従業員の有する小口債権に付ては特別の考慮を払ふ。

- (四) 以上に依りて損失を償却しても尚損失額の残る場合には其の残額は払込資本金及び各外部債権の残額を以て按分して分担せしめる。

第四、金融機関の蒙る損失

金融機関の損失に付ては左に依り負担せしめること。

- (一) 損失は先づ第一に積立金及び含み益の全額を以て填補せしめる。
- (二) 次に払込資本金の七割までを以て負担せしめる。
- (三) 外部債権（預金、保険金、金融債及び金融機関相互間の債権を除く）は七割に達するまで各債権額に依りて

負担せしめる。

(四) 以上に依つて損失を填補しても尚損失額の残る場合にはその残額は(二)と(三)の残額を以て按分して負担せしめる。

(五) 預貯金債務及び保険債務に付ては全額支払を為すこととし前各項の処理に依り支払不能となるものに付ては政府に於て之を補償すること。

備考

(一) 金融機関相互間に於ける債権債務(日銀借入金を含む)は優先的に支払を為すこと。
 (二) 金融債に付ては

(イ) 金融機関所有分は(一)に準じ取扱ふこと。

(ロ) 貯蓄債券、報国債券、復興貯蓄債券等小口債券は本文(五)の預金に準じ取扱ふこと。

第五、財産税及び財産増加税

(一) 個人財産税及び個人財産増加税は概ねG案の趣旨に従つて課税すること。
 但し、

(イ) 個人財産税の税率は左の通りとし算出税額より三千円を控除すること。

三万円以下の金額 百分の十

三万円を超え四万円以下の金額 百分の十五

四万円を超え五万円以下の金額 百分の二十

五万円を超え六万円以下の金額 百分の二十五

六万円を超え八万円以下の金額 百分の三十

- | | | |
|--|-------------------|--------|
| | 八万円を超え十万円以下の金額 | 百分の三十五 |
| | 十万円を超え十五万円以下の金額 | 百分の四十 |
| | 十五万円を超え二十万円以下の金額 | 百分の四十五 |
| | 二十万円を超え三十五万円以下の金額 | 百分の五十 |
| | 三十五万円を超え五十万円以下の金額 | 百分の五十五 |
| | 五十万円を超え七十万円以下の金額 | 百分の六十 |
| | 七十万円を超え百万円以下の金額 | 百分の六十五 |
| | 百万円を超え二百万円以下の金額 | 百分の七十 |
| | 二百万円を超え五百万円以下の金額 | 百分の七十五 |
| | 五百万円を超え千万円以下の金額 | 百分の八十 |
| | 千万円を超え三千万円以下の金額 | 百分の八十五 |
| | 三千万円を超える金額 | 百分の九十 |
- (ロ) C階級に対する個人財産税はA階級及びB階級に対する課税額が当初の歳入見込額に達し又はこれを超える場合においても大蔵省が必要と認めるときはこれを課税し得ることとする。
- (ハ) 個人財産増加税はG案により課税すること。
- (ニ) 調査時期は政府原案通り一九四六年三月三日午前零時とすること。但し株式価格等の評価は本案発表後適當の時期における価格によること。
- (三) 法人財産税は概ね政府原案によりこれを実施することとし、法人戦時利得税はこれを廃止すること。但し
- 一、営利法人

積立金に相当する金額 百分の三十

其の他の金額 百分の四十

二、産業組合等特別の法人

積立金に相当する金額 百分の二十五

其の他の金額 百分の三十五

三、其の他の法人 百分の二十

第六、関連する措置

(一) 本案の実施に応じ事業会社及び金融機関は急速に其の経理の整理を行はしめること。但し其の整理中政府は経済の復興を遅滞せしめざる処置を強力に講ずること。

(二) 復興金融会社又は之に代るべき金融機関を設け非常時の産業金融を強力に行ふこと。

(三) 政府は地方別且組織的に速に失業者受入体制を整へること。右に依つて地方毎に適切なる公共事業を起すこと。其の経費は政府予算の公共事業費より支弁すること。

(四) 本案実施に伴ひ食糧の供給に支障を生ずることなき様予め万全の準備をなすこと。

(五) 諸事業は官公営をも含め、前記の失業者受入体制の整ふに従つて、事業の思ひ切りたる整理を敢行し、収支のバランスを確立すること。

右の整理は個々の企業に就てのみならず、産業全体に就て断行すること。

以上の整理に依り遊休化する設備中、将来の日本産業の為必要なりと認められるものは国家の経費に依つて之を保管すること。

狭義の軍需補償の範囲

狭義の軍需補償とは左に掲ぐる損失に対する補償を謂ふ。

一、軍需会社法第八条、第九条及び第十二条の規定に基く政府の命令を受けた者が其の命令に因つて蒙つた損失其他同法に基いて発せられた政府の命令に困つて蒙つた損失。

二、総動員業務事業整備令第二条、企業整備令第二十二条、総動員試験研究令第二条、工場事業場管理令第六条、海運統制令第六条、第七条及び第十八条、陸運統制令第二十二条の規定に基く政府の命令又は処分其他国家総動員法及び同法に基いて制定せられた命令に基いて為された政府の命令又は処分に困つて蒙つた損失。

三、防空法第五条ノ七の規定に基く政府の命令を受けた者が其の命令に因つて蒙つた損失。

四、兵器等製造事業特別助成法第五条の規定に基いて、政府に於て買上げることとを条件として設備の新設、拡張又は改良を命ぜられた者が其の命令に依つて新設、拡張又は改良した設備を政府に買上られざるに至つた為蒙つた損失。但し政府との間に其の設備の買上に関する契約が成立して居る場合を除く。

五、前各号に掲げられた法令以外の法令に基いて発せられた政府の命令を受けた者が其の命令に因つて蒙つた損失。

六、法令の規定に基かない政府の命令、示達、指示等に因つて蒙つた損失であつて政府が補償すべきもの。

七、其他前各号に掲げられた損失以外の損失であつて政府が特に補償することを必要と認めたるもの。

参 考 資 料

一、歳入額総合比較表

二、軍需補償課税歳入額調

三、補償打切の企業に及ぼす影響

四、補償打切りの金融機関に及ぼす影響

第三表 補償打切の企業に及ぼす影響(単位 百万円)

		案		I		案	
打切額(課税額)		打切額負担者別推定		打切額(課税額)		打切額負担者別推定	
一、軍需企業							
一般補償	一三、五〇〇	評価益	二八、〇〇〇	一般補償	一三、五〇〇	評価益	一九、五三〇
戦争保険	一七、三〇〇	積立金	四、三〇〇	戦争保険	一二、〇〇〇	積立金	二、九七〇
契約打切	一〇、〇〇〇	払込資本金	一二、四〇〇	契約打切	五、三〇〇	払込資本金	八、〇〇〇
産設営団	九〇〇	金融機関	六、一六八	産設営団	七〇〇	金融機関	四、六二六
賠償施設	六、〇〇〇	下請機関	一、四六四	在外財産	五、〇〇〇	下請機関	一、〇九八
在外財産	五、〇〇〇	従業員	二七二	計	三六、五〇〇	従業員	二〇四
計	五二、七〇〇	株主(未払配当)	九六			株主(未払配当)	七二
二、一般企業							
戦争保険	七、七〇〇	評価益	四、八三七	戦争保険	二、三七〇	評価益	二、〇一五
在外財産	一、四〇〇	積立金	七三八	在外財産	一、四〇〇	積立金	三一
計	九、一〇〇	払込資本金	二、一四〇	計	三、七七〇	払込資本金	八二七
金融機関							
			一、三二〇				六一〇
従業員							
			六五				七
計							
			九、一〇〇				三、七七〇
三、以上合計							
一般補償	一三、五〇〇	評価益	三三、八三七	一般補償	一三、五〇〇	評価益	二一、五四五
戦争保険	二五、〇〇〇	積立金	五、〇三八	戦争保険	一四、三七〇	積立金	三、二八一
契約打切	一〇、〇〇〇	払込資本金	一四、五四〇	契約打切	五、三〇〇	払込資本金	八、八二七
産設営団	九〇〇	金融機関	七、四八八	産設営団	七〇〇	金融機関	五、二三六

金融機関名	欠損見込額		自己資本 補填	差引純欠損見込	
	G案	I案		G案	I案
預金部	六、八六八	六、三九四	三、一〇七	三、七六一	三、二八七
勸業興	八、二九四	四、二二三	四四八	七、八四六	三、七六五
普興銀	一九、四四五	一一、九七五	一、六二五	一七、八二〇	一〇、三五〇
蓄銀	一、五七五	一、三七三	八〇	一、四九五	一、二九三
信託	一、五〇五	一、一一八	八五	一、四二〇	一、〇三三
農中	二、二六三	二、〇一二	四二	二、二二一	一、九七〇
農會	二、六七二	二、五二六	五七〇	二、一〇二	一、九五六

第四表 補償打切りの金融機関に及ぼす影響(単位 百万円)

(一) 国内賠償施設に対する補償及在外財産に対する補償は不明なるも一応左の通り仮定した。
 (一) 賠償補償
 G案に付ては軍工廠施設及び一般補償とし重複する計数を除き計上した。I案に付ては賠償物件となる施設は国内に於て買取るものとして計上しない。
 (二) 在外財産補償
 G案及びI案共に企業の保有する外地証券のみを計上し其の他の財産権は一切問題外として計上しない。

G案		I案	
打切額(課税額)	打切額負担者別推定	打切額(課税額)	打切額負担者別推定
賠償施設	六、〇〇〇	下請機関	一、〇九八
在外財産	六、四〇〇	従業員	二一一
計	六一、八〇〇	株主(未払配当)	七二
		計	四〇、二七〇
		下請機関	六、四〇〇
		従業員	四〇、二七〇
		株主(未払配当)	九六
		計	六一、八〇〇

(備考)

国内賠償施設に対する補償及在外財産に対する補償は不明なるも一応左の通り仮定した。

備考

一、欠損見込の基準は左の通りとした。

合	商	損	生	無	市	庶
					街	
計	中	保	保	尽	地	民
四八、 一九七	八七	七、 六一三	三、 六二五	五、 二二七	四、 八七七	一、 三三六
三、 四七七	四、 七三三	三、 五〇七	四、 〇七七	四、 二二一	八、 三三	
七、 八八八	一、 七	一、 二九九	一、 〇	一、 〇〇	二、 二一	
四、 三〇九	七、 七〇	二、 三二六	五、 二二七	三、 八七七	一、 一五	
二、 六八七	二、 二〇九	二、 二〇八	四、 〇七七	三、 三二一	六、 二	

貸	株	一	政	外	在	
付	般	府	国	外	資	
金	社	保	証	資	産	
	債	債	券			
	式	債	券			
						G
三、 一%	五、 〇%	三、 〇%	八、 〇%	九、 〇%	一、 〇%	案
						I
一、 五%	五、 〇%	一、 〇%	八、 〇%	九、 〇%	一、 〇%	案

二、戦争保険金の免税部分は政府が補償するものとした。

第五表 個人に対する戦争保険金調

	員数	一人当り平均	保険金	I 案		G 案	
				現金	課税	現金	課税
一万円以下	万人	五、五〇〇円	六六・〇〇億円	六六・〇〇億円	六六・〇〇億円	一〇・〇〇億円	
三万円以下	二二〇	一四、〇〇〇円	三五・〇〇億円	三五・〇〇億円	二五・〇〇億円	一〇・〇〇億円	
五万円以下	二五	四〇、〇〇〇円	二〇・〇〇億円	二〇・〇〇億円	五・〇〇億円	一五・〇〇億円	
十万円以下	五	七五、〇〇〇円	三七・五〇億円	三一・二五億円	五・〇〇億円	三二・五〇億円	
十万円超	一	二一五、〇〇〇円	二一・五〇億円	七・五〇億円	一・〇〇億円	二〇・五〇億円	
合計	一五六		一八〇・〇〇億円	一五九・七五億円	二〇・二五億円	七八・〇〇億円	

欄外 ①六・一七 大臣GHQへ提示

編注 本文は六月一七日に司令部に提出された From Tanzan Ishibashi to GHQ, SCAP, Subject: Proposed Taxation Program, 17 June 1946. (大蔵省資料Z五一―二九八にコピー収録)の原文であり、提案された英文と内容は同じである(ただし英文には参考資料の目次はない)。

出所 大蔵省資料Z五一―四―二。

三 金融緊急措置令等の事後承諾案の提案理由

金融緊急措置令等の事後承諾案の提案理由（於衆議院昭和二一・七・二）

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君） 只今議題ニナリマシタ金融緊急措置令外十一件ノ緊急勅令事後承諾案ニ付テ其ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス

第一ニ金融緊急措置令、日本銀行券預入令及ビ日本銀行券預入令ノ特例ノ件ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、昨年ノ終戦後我が國ノ紙幣發行高ハ急激ニ膨脹致シマシテ、其ノ俣ニ放置致シテ置キマスルナラバ、所謂悪性「インフレーション」ニ突入スル危険ガ憂ヘラレタノデアリマス、即チ日本銀行券ハ終戦當日ハ三百二億餘萬圓デゴザイマシタガ、昨年末ニハ五百五十四億餘萬圓ニ相成リ、更ニ金融緊急措置令公布當日ハ、六百十四億餘萬圓ヲ示シタノデアリマス、而シテ同時ニ物價ノ著シキ騰貴ヲ現ハシマシタ、斯様ナ終戦後ノ通貨ノ急膨脹ハ、終戦直後ニ於キマシテハ、政府資金ノ急激ナ放出ニ依ツタノデゴザイマスガ、其ノ後左様ナ放出ガ止ミマシタ後ニ於キマシテモ、戰時中銀行預金ナドノ形ヲ以チマシテ、累積シタ莫大ナ購買力ガ引出サレテ、是ガ使用サレ、且又是ガ紙幣ノ形ヲ以テ相當退藏致サレテ居ツタト認メラレタノデアリマス、是ニ於キマシテ當時政府ハ、一面ニ於テ緊急食糧對策ヲ中心トスル民生安定ノ爲ノ一連ノ緊急諸方策ヲ實施至シマスト共ニ、金融面ニ於テハ、既存ノ過剩購買力ノ主要源泉デアリマス過剩現金及ビ預金等ヲ一時封鎖致シマシテ、新タナ基礎ノ上ニ資金使用ノ適正ナ調整ヲ行フコトガ同時ニ喫緊ノ要事デアルト考ヘラレタノデアリマス、ソコデ憲法第八條第二項ノ規定ニ基キマシテ、金融緊急措置令、日本銀行券預入令及ビ日本銀行券預入令ノ特例ノ件ノ三緊急勅令ヲ制定實施シタ次第デゴザイマス

次ニ財産調査令ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、終戦後政府ハ戰時利得ノ排除、富ノ再分配、國民經濟ノ安定、戦後財政ノ確立等、財政經濟ノ再建ニ資スル為メ、財産税等ノ新稅ヲ創設スルコトト致シマシテ、其ノ準備ヲ進メ

テ參ツタノデアリマス、サウシテ是等ノ法律案ハ、聯合國最高司令部ノ承諾ヲ得マシタ上、本年ノ最初ニ開會セラレマスル帝國議會ニ提案スルコトニナツテ居ツタノデゴザイマス、然ルニ議會ノ開會ガ豫定ヨリモ相當遅レルノ已ムナキ狀況ニ立チ至リマシタ為ニ、其ノ間ニ財産税等ノ課税氣構へに依リマシテ、民間ニ於キマシテハ預金ノ引出シヤ、或ハ換物等ノ傾向ガ相當ニ盛ンシナツタヤウニ見受ケラレタノデアリマス、同時ニ又生産活動ノ意欲ハ兎角停滞シ勝チナ狀況ヲ現ハシマシテ、是ガ所謂「インフレーション」ノ亢進ヲ刺戟スル弊ガ存シタト云フコトハ見逃スコトガ出來ナカッタ事實デゴザイマス、随テ財産税等ノ新税ノ調査時點ヲ速カニ確定致シマシテ、民心ノ安定ヲ圖ルノ必要ガ認メラレタノデアリマス、ソコデ政府ハ、日本銀行券ノ引換及ビ預金ノ封鎖等金融緊急措置ノ實行ニ即應致シマシテ、食糧、通貨、金融等ノ綜合經濟緊急對策ノ一環ト致シマシテ、財産税等ノ調査時點ヲ確定致スト共ニ、直チニ調査シテ置クノデナケレバ、後日財産狀態ノ確認ガ殆ド不可能トナルヤウナ、財産關係ノ移動ノ頻繁ナ財産等ヲ一先ヅ調査確認シテ置キマシテ、新税ノ創設及ビ確保ニ資スルコトト致シマシタ、是ガ為メ、憲法第八條第一項ノ規定ニ依リマシテ、本勅令ノ制定ヲ見ルニ至ツタ次第デアリマス、本勅令ニ於キマシテハ、先ヅ調査時期ヲ本年三月三日午前零時ト定メタノデアリマス、次ニ調査事項ト致シマシテハ、第一ニ現金、預金、貯金又ハ有價證券等ノ財産及ビ生命保險、信託又ハ無盡等ノ契約關係ニ付キマシテ、個人及ビ法人ヲ通ジテ申告セシメタノデアリマス、第二ニ、一般ノ法人カラ調査時期現在ニ於ケル打切り決算ノ書類ヲ提出致サシメマシタ、第三ニ特定ノ事業ヲ行フ個人カラ調査時期ニ於ケル特定ノ動産等ヲ申告セシメマシタ、以上ノ三點ガ調査事項ノ要約致シタ所デゴザイマス、又此ノ調査ヲ短期間内ニ的確正常ニ行フコトニ付キマシテハ、特別ノ考慮ヲ拂ヒマシテ、金融機關ヲ動員致シマスト共ニ、申告ノ有無ヲ確認スル為メ一定ノ表示ノ途ヲ講ズルナド必要ナル規定ヲ設ケタ次第デゴザイマス

次ニ昭和二十一年勅令第二百二十八號（所得税法中改正等の件）ニ付テ申上ゲマス、（中略）

帝國議會ノ速カナル開會ヲ期シ得ナイ狀況ニ當時ゴザイマシタノデ、茲ニ憲法第七十條第一項ニ基キ本勅令ノ御制定ヲ仰イデ之ヲ「実施」シタ次第デアリマス。

以上ヲ以テ説明ヲ申上ゲタ次第デアリマスガ、何卒御審議ノ上御承諾アランコトヲ偏ヘニ御願ヒ致シマス（拍手）
 出典・官報号外昭二一・七・三第九〇四帝國議會衆議院議事速記録第一〇号

四 金融緊急措置令等の事後承諾案の委員会審議經過の報告

金融緊急措置令等の事後承諾案の委員会審議經過の報告

（昭二一・七・九衆議院竹田儀一）

〔竹田儀一君登壇〕

○竹田儀一君 只今議題トナリマシタ金融緊急措置令外十一件ノ緊急勅令ニ對スル事後承諾案ノ委員會ニ於ケル審議ノ經過竝ニ結果ニ付テ御報告申上ゲマス、右十二件ノ緊急勅令ノ事後承諾案ニ付テハ、本月三日カラ六日ニ互リ委員會ヲ開クコト五回、慎重審議ヲ遂ゲ、現下深刻ナル世相ヲ反映致シマシテ終始熱心ニ質疑応答ガ行ハレタノデアリマス、詳細ハ速記録ニ依ツテ御承知ヲ願フコトト致シマシテ、其ノ主ナル質疑応答ノ内容ヲ御紹介申上ゲタイト思ヒマス

第一ニ金融緊急措置ノ廢止ノ時期如何ト云フ御質問ガアリマシタガ、之ニ對シ政府ヨリハ、本措置ハ飽クマデモ臨時的ナ措置デアツテ、出來得レバ可及的速カニ廢止シテ、新圓一本ノ經濟ヲ確立スベキデアルト考ヘルガ、現下ノ物資ノ狀況、物價ノ情勢、財政ノ見透シ等ヨリ見ル時ハ、今直チニ之ヲ廢止スルコトハ困難ナ事態ニアル、故ニ漸新的ニ新圓經濟ニ移行セシムルコトニ致シタイ旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第二ニ「インフレーション」對策トシテ金融面ニ於テハ金融緊急措置ニ依リ相當ノ効果ヲ收メタガ、物資面ニ於

ケル措置方不十分デアツタ爲ニ、結局ニ於テ成功シテ居ナイト認メラレルガ、政府ノ對策ハドウカト云フ御質問ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ヨリハ、「インフレーション」ノ防止ハ金融ノ措置ノミニ依リナシ得ルモノデナイコトハ御指摘ノ通りデアツテ、殊ニ物資ノ不足セル現狀ニ於テハ、物資ノ生産及ビ配給等ニ關スル綜合的諸施策ト一體的ニ行フベキモノデアツテ、此ノ方針ノ下ニ銳意努力シツ、アル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第三ニ個人的生活費ニ於ケル現行五百圓ノ枠ノ問題ガ凡ル角度カラ論議セラレタノデゴザイマス、例ヘバ物價ノ現狀ニ顧ミマシテ、一世帯五百圓ヲ以テシテハ到底最低生活費ヲ維持スルコトハ困難デアルカラ、直チニ之ヲ緩和スベキモノデハナイカ、更ニ五百圓以下ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ノ課稅ハ廢止シテハドウカ、又政府ノ下級職員ノ待遇ヲ大幅ニ改善スベキデハナイカ等ノ御質疑ガ行ハレタノデアリマス、之ニ對シマシテ政府ヨリハ、給與支拂ニ對スル現行五百圓ノ枠ハ成ベク早イ時期ニ廢止シタイ考ヘデアルガ、現下諸般ノ情勢ヨリ致シマシテ、今直チニ之ヲ實行スル譯ニハ行カナイ、尚ホ個人生活費ハ實際上五百圓ニ限ラレテ居ルモノデハナク、封鎖預金カラ拂出モ認メラレテ居ルデアルカラ、非常ニ窮屈トハ思ヒマスルガ、今暫クノ間オ互ヒニ乏シキニ耐ヘテ御辛抱ヲシテ戴キタイ、次ニ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ノ課稅ニ付キマシテハ、過般基礎控除額ヲ月額五十圓ヨリ二百圓ニ引上ゲテ負擔ノ輕減ヲ圓ツタノデアツテ、之ヲ直チニ撤廢スルト云フコトハ現行稅制ノ上ヨリ見マシテ適當デナイト考ヘル、又政府下級職員ノ待遇改善ニ付テハ、最近大體五割程度ノ増額ヲ決定シタガ、尚ホ若干ノ増加ヲ考慮中デアアル、更ニ給與制度ノ根本的改革ニ付テモ目下研究中デアルトノ御答辯ガゴザイマシタ

第四ニ金融緊急措置ハ特ニ中小企業ヲシテ極度ノ資金難ニ陥ラセテ、生産ノ増強ヲ阻碍シテ居ルト認メラレルガ、政府ノ御所見ハドウデアアルカト云フ御質問ニ對シマシテハ、政府ハ中小工業ガ我が國ノ産業上ニ於テ占メテ居ル地位ノ重要性ハ十分承知シテ居ル、是ガ金融上困難ヲ招來スルコトノナイヤウ金融機關ノ指導ニ當ツテハ適當ナ配慮ヲ加ヘテ居リマス、又國家的ナ緊要産業ニ對スル金融ノ疏通ニ付テハ復興金融機關ノ設立モ考慮中デアアル、又ソレ

マデノ經過の措置モ講ズル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第五ニ引揚者ニ對スル金融上ノ援護ニ付テ、庶民金庫ノ貸付ハ少シク消極的ニ過ギルカラ、之ヲモット積極的ニ活動セシメテハドウカ、斯ウ云フ御質問ニ對シマシテハ、政府ヨリハ引揚者ノ實情ハ實ニオ氣ノ毒デアルカラ、十分ト云フマデニハ行カナイカモ知レナイガ、豫算ノ許サレル範圍内ニ於キマシテ援護ノ方法ヲ講ジタイ、併シ庶民金庫ハ救済機關デハナイカラ、無條件ニ貸付ヲ行フ譯ニハ行カナイガ、物の擔保ガナクテモ保證人ガアレバ宜イノデ、相當活用シ得ルモノト考ヘル、珠ニ引揚者ノ團體的信用ヲ利用シタ事例モアル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第六ニ物價ニ對スル根本的の方針ハドウカ、特ニ價格調整補給金ノ取扱及ビ煙草、郵便料ノ値上トノ關係ニ付キ質サレタノニ對シマシテ、政府トシテハ必ズシモ物價ノ引下ニ付テハ考ヘテ居ナイ、又高物價政策モ考ヘテ居ルノデハナイ、要スルニ一定ノ水準ニ於テ物價ヲ安定セシムルコトヲ眼目トスル、又價格調整補給金ハ、國家的の見地カラ特ニ存置スルノ必要アルモノヲ除クノ外ハ漸次廢止スル方向デ進ミタイ、尚ホ煙草等ノ値上ハ物價水準ノ引上ヲ意味スルモノデハナクテ、唯一般ノ物價水準ニ近付ケタニ過ギナイ旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第七ニ財産税ノ免稅點、負擔ノ衡平、不動産ノ評價方法、稅收入額ニ付テ質サレルト共ニ、其ノ收入金ノ速途ニ付テ御質問サレタノニ對シ、政府ヨリハ具體的ナ御言明ハナカッタノデアリマスガ、免稅點ハ少ナクトモ三萬圓以上ナルコト、負擔ノ衡平ニ付テハ十分ノ考慮ヲ拂フコト、不動産ノ評價ハ、原則的ニハ賃貸價格ヲ基準トシ、評價委員會ニ諮ツタ上、評價ノ適正ヲ期スルコト、稅收入額ハ五百億圓乃至千億圓ノ範圍内デアルコト、及ビ稅收入金ノ使途ハ、現下ノ情勢デハ其ノ一部ヲ一般財政支出ニ充テルコトモ已ムヲ得ナイト考ヘテ居ル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第八ニ終戦後ノ新事態ニ適應スル租稅體系ノ根本的の改革ヲ行フ必要ガアルト認メラレルガ、政府ノ方針ハドウカト云フ御質問ニ對シマシテ、政府カラハ稅制全般ニ互ル根本的の改革ノ必要ハ認メルケレドモ、今日ハ未ダ其ノ時期

デナイト考ヘル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

第九ニ遊興飲食税、特別行為税ヲ廢止シ、又物品税ニ付テ課税方法ノ改善ヲ行フノ意思ハナイカトノ御質問ニ對シ、政府トシテハ遊興飲食税ニ付テハ御趣旨ニ副ヒ難イガ、特別行為税及ビ物品税ニ付テハ、其ノ方針デ研究中デアル旨ノ御答辯ガゴザイマシタ

最後ニ財政再建ノ為ニ鐵道、通信事業等ノ官營事業ヲ民間ニ拂下グル考ヘハナイカトノ御質問ニ對シ、政府トシテハ左様ナ意向ハ全ク持つテ居ナイ旨ノ御答辯ガゴザイマシタ、其ノ他軍需補償打切ノ範圍、國債ノ處理方針等ニ付テモ質疑應答が行ハレタノデゴザイマスガ、是等ハ速記録ニ讓リタイト存ジマス

大體以上ノ如クニシテ質疑ヲ終リマシテ討論ニ入り、細田忠治郎君、白木一平君、河野密君、東隆君、若林義孝君、伊藤幸太郎君ヨリ、ソレゾレ原案通り承諾ヲ與ヘルコトニ賛成スル旨ノ御意見ヲ述べラレ、ソレト同時ニ將來ノ運営ニ關シテ、社會黨其ノ他ヨリ若干ノ希望意見ヲ提示セラレタノデアリマス、全部ヲ申述ベマスコトハ餘リニ長クナリマスカラ、其ノ主ナルモノヲ申上ゲマスト、一、金融ニ關スル措置ハ巧運ヨリモ拙速ヲ貴ブコトヲ旨トシ、事態ノ推移ニ即應シテ勇敢且ツ迅速ニ機動的の運営ヲ圖ルベキコト、二、「インフレーション」ノ防止ノ為ニ、金融面ニ於ケル施策ト共ニ、食糧其ノ他物資面ニ於ケル綜合的の施策ヲ強力ニ推進スベキコト、三、生産増強ノ為メ事業資金、特ニ中小工業、農業ニ對スル資金ノ疏通ニ付テ格段ノ留意ヲナスベキコト、四、個人生活資金ノ限度ニ關シテハ、物價昂騰ノ現状ニ鑑ミ、新タナル構想ヲナスベキコト、五、農業關係所要資金、例ヘバ開闢資金、中小産業ノ共同組織體ノ所要資金等ニ付テハ、自由支拂ノ範圍ヲ擴張スベキコト等デアリマシタ、而シテ採決ノ結果、全會一致ヲ以テ本案ヲ承諾スルコトニ議決致シマシタ、以上御報告申上ゲマス（拍手）

○議長（極具詮三君）金融緊急措置令外十一件ハ承諾ヲ與フルニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ」

○議長（樋具詮三君）御異議ナシト認メマス、仍テ十二件トモ承諾ヲ與フルニ決シマシタ（拍手）

五 対日理事会におけるソ連代表の軍需補償に対する見解及び司令部の補償額の発表に関する朝日新聞記事

対日理事会におけるソ連代表の軍需補償に対する見解及び司令部の補償額の発表に関する朝日新聞記事（昭

和二一・七・一一）

第九次対日理事会是七月一〇日午前一〇時から、明治ビルでアチソン米代表、マクマホン・ボール英代表、朱明世中国代表、デレビヤンコ・ソ連代表が出席して開催され、次の八議題を審議した。

（中略・編者）

◇軍需会社補償問題（ソ連代表提案）ソ連代表先づ発言して、

この問題は賠償と日本経済再建の見地から極めて重大である、日本の軍需会社は、戦争中、軍閥の庇護の下に侵略戦争に従ひ、それにより甚大な利潤を得た、かかる会社に補償を行う必要は断じてないが、日本新聞の報道によると既に一部の補償が行われたといわれる、真相如何

これに対して米国の専門委員から補償問題に関し詳細な説明があつたが、ソ連代表はこれに引き続き次の三点をあげて補償に反対、日本政府に対して軍需補償は、一切打切るやう、しかして既に支払つた補償はこれを再び国庫に返還せしむるやう指令を發すべきだと提案した。

一 戦争で利益を得た者に補償することは、一方戦争の犠牲者となつた者のあることを考慮しても極めて不公平である。

二 補償額は莫大であり、これは日本の財政に今後長年にわたり重大な負担とならう。

三 たとへ補償の部分的支払ひといへどもインフレを激化し経済政策に悪影響を与へる。

英国代表は本問題の次回繰越しを提案、三代表ともこれに同意して午後三時散会した。

補償要求七百四十九億円

総司令部経済科学局金融財政主任アキン海軍少佐は十日の対日理事会で軍需補償に関する数字を発表した。要旨次の通り

◇軍需補償請求額（本年四月一日現在大蔵省推計）（単位百万円）

一 軍需産業からの請求額

①戦時損害保険金

二三、七五二

②契約打切補償金

一〇、六二〇

③徴用船舶直接補償金

三、〇〇七

④産業設備営団補償金

九〇〇

⑤その他一般産業補償金

一五、六四一

合計

五三、九二〇

二 一般民間よりの請求額

①戦時損害保険金

一九、〇四六

②疎開補償金

一、九八八

合計

二一、〇三四

三 以上集計

七四、九五四

（在外資産損失補償金を除く。）

◇財閥制限会社二四五社の軍需補償（単位百万円）

	戦災補償	一般補償
昨年七月一日以降の支払額	一、三〇五	二二七
未支払額	三、九七八	一一、二四一
申請見込額	二一一	四、一一二
合計	五、四九四	一五、五九〇

戦災一般両補償合計 二一、〇八一

産業会社の政府に対する戦時補償金債権 一九四六年四月一日現在(単位百万円)

一、支払済債権

①現金払ひもしくは封鎖解除のもの 工場戦時損害保険四、六七一 契約打切補償金六、〇〇〇 徴用船舶直接補償金一、一六四 計一二、三三五

②封鎖支払ひによるもの 工場戦時損害保険一五、七六〇 徴用船舶直接補償金一、〇六四 計一六、八二四

③特殊債務証書によるもの 契約打切補償金八七〇 徴用船舶直接補償金二五九 計一、一二九

二、未支払債権 工場戦時損害補償金三、三二一 契約打切補償金三、七五〇 徴用船舶直接補償金二〇 一般軍

需産業補償金 一六、五四一 計二三、六三二

三、以上集計五三、九二〇(注)一般軍需産業補償金は疎開、生産命令設備腐朽特別施設配当補償その他の雑補償を指す)

出典 昭和財政史 終戦から講和まで 一七卷 資料一 大蔵省財政史室編 昭和五四年刊七六〇・七六一頁参照

原資料昭和二一・七・二 朝日新聞

六 課税提案に関するマッカーサー元帥の吉田首相宛書簡

課税提案に関するマッカーサー元帥の吉田首相宛書簡

(一九四六年七月一九日、七月二二日接受)

総理大臣 閣下

日本帝國議會に提案せらるる可き、課税提案の内若干の点に付き、マルクワット少将と石橋大藏大臣との間に意見の相違あることに關し、一九四六年七月十六日附貴翰に於て述べられたる貴見を余は慎重に検討せり、本案に付ては數箇の点に付意見の相違あることを、余は夙に知得し居りたるも、之に關する會談協議を余の部下並に帝國政府諸機關の間に於て繼續せしめ居りたるは右相違点が解決せられ双方にとり異存なき決断が日本政府に依り自發的に為され其の結果、本課税案が議會日程に於て十分優先的に審議せらるるに至るべしと信じたるが為なり。貴翰に於て特に指摘せられたる諸点に關する余の見解は左に述ぶる如し。

政府をして一万五千元を限度として預金を保証せしむることせば、日本に於ける預金者の至大なる部分は保護せらるることとなるべし。日本金融機關の内最も代表的なるもの一より得られたる資料を分析したる結果、一万五千元の限度内に全預金者の九十五%が包含せらるることを知り得たり。然も一個人預金者が、一口座以上の預金を所有し居りたる場合は、各口座に付各一万五千元迄の保証を与へらるべし。本案実施の過程に於て小預金者を保護する為の銀行預金保護の必要はこれを認むるも預金の全額保証は其の結果、金融機關より慎重にして健全なる方針に基き貸付業務を営み且つ其の資産を常に必要に応じ得る流動状態に置く為の刺激と責任とを奪ふこととなるを以て、不健全なりと思惟せざるを得ず。日本に於ける總ての銀行預金に政府補助の賦与を繼續することは、私経営銀行の国有に外ならず、又、その結果は国庫金の甚だしき流出となり、少数特權階級の利益の為一般納税者に大なる負担を転嫁し、金融機構を不安定ならしめ延いて、日本に對する世界經濟上の信用を喪失せしむるに至ることな

きを保し難し。

財産税賦課に依り生ず可き複雑なる關係に關しては、大蔵大臣の指摘せられたる問題に十分に対処し得る為財産が過大に申告せられたる場合の調節規定を最終法案に挿入するの要あり。

個人戦争保険金の支払に關しては通常の階級の日本国民が其の家屋を再建する為の援助が与へらる可しとの点に付ては全く異議なし。利用し得る諸統計の示す処に依れば個人の戦争保険請求権は平均略々一万円なり。思ふに保険金額の限度を三万円とすることは下層及中流階級に対し其の家屋の破壊を十分に償ふに足るのみならず、共同又は個人経営の小商企業の復興資金をも包含することとなるべし。

特に注意すべきは大蔵大臣は司令部側提案を修正す可き根本的前提として建築資材の昂騰を挙げ居られたるも保険金額は原請求権の円価値に依り支払ふ可きものにして建築資材の価格の変動に依りて保険金支払限度を更に引上げ可きに非ることこれなり。然れども、正常なる方法に依り金融機關より融資を受くるに足る十分な資産を有せざる階層に対し個人の家屋を建設する為の資金的援助として有用なりとの所論に考慮の未達せられたる場合に於ては、個人の戦争保険金請求権の支払最高額を五万円迄引上ぐることに對しては当方は異論なし。企業の損失に關しては其の復興は通常の銀行貸付に依り又は貴翰に述べられたる復興金融会社を通じ囿るを肝要なりと思惟す。

法人及企業に對する軍需補償支払の問題は連合軍進駐以後生じたる最も議論多き經濟問題の一なり。之に關しては長きに亘る論議の末日本側關係者の見解と、当方責任者たる財政經濟専門家の認むる實際面との間には妥協の余地なきものと認めらる。貴翰第三項に於ては選ばれたる企業に對し、補償を一部支払ひ同時に又復興金融会社をして一般的に広く金融することを提案し居れるも右は將來必要なるも資本不足せる企業、産業会社若くは銀行をさへも援助する為暫定的に政府の融資組織の必要を認められたるものと思惟せらる。

而して存続すべき企業を選び又は重要不可欠な經濟上の要請に應ずる為以上の、特別な保護を与ふるが如き方法

は厳しく非難せらるべきものと思惟す。平和産業への転換を期しつつある総ての産業、企業会社は再建せられたる国民経済の上に各々が為す貢献の重要性を世に認識せしむることに依り、又長期に亘つて見れば、安全なる投資対象たることを示すことに依り自ら現存の金融機関より或は復興金融会社を通じ十分なる融資を得るに至るべきなり。

貴輪第四項国債利率の引下に関して、余は七十一%税はこれを除去する様命じたり。

大蔵大臣の主唱する政府側の補助政策に反対して茲に陳べられたる金融及び課税に関する広く承認せられたる諸原則を、余は全く論駁の余地なきものと思惟し且つ日本帝国政府にとりても国家経済を恢復し、これを再生せしめんが為の基本策なりと信ず。余はその故に、上述の基本的思想は新に「指令」を発すること無くして、課税法案立案の責任当局者に依り受諾せられ且つ既に論ぜられたる枠内に於て承認し得る完全なる課税法案が大蔵大臣より遅滞なく議会への議案として提出せらるべきものと信ずるものなり。

一九四六年七月十九日

ダグラス・マッカーサー

編注 本書簡の英文コピー（大蔵省資料乙五〇八一三所収）には、一九四六年七月二二日午後二時五〇分に接受した旨タイプ印書されている。

出所 大蔵省資料乙五二六一四―四。

七 戦後経済の再建整備に関する件

戦後経済の再建整備に関する件（昭二一、七、二六閣議決定）

課税提案に対する方針に従ひ左の如く措置する。

一、戦後経済再建整備に関する措置の大綱は概ね別紙の要領に依ることとし、これに従ひ内閣審議室（経済安定本

部設立後は経済安定本部）中心となり法案、関連施策等を準備し、速に連合国軍総司令部の承認を求め得るやう措置する。

二、労働対策、失業対策、生活援護対策、食糧対策、生産資材対策、産業金融対策、物価対策、賠償対策、経済民主化対策等の関連施策に付ては、速に立案の上政府の方針を定め、総司令部の特段の理解と援助とを懇請して、強力にこれを実施する。

三、本件の措置であつて議会に提案を要するものに付ては、原則として一括上提する。但し

(一) 課税提案に対する方針決定の時期、総司令部との交渉等に依り、余裕の無い場合には、応急措置のみを上提し、他の部分に付ては特に支障の無い限り審議資料として説明する。

(二) 応急措置に付ては、これのみを分割上提する場合たると関連法律を一括して上提する場合たるとを問はず極めて短時日中に両院の協賛を得るやうに努める。

別紙

戦後経済再建整備に関する措置の大綱（昭二一、七、二六）

一、軍需補償等の処理

(一) 軍需補償等の処理に付ては、課税提案に対する方針に従ひ、其の細目を決定することとし、特に補償等の性質内容に付慎重に検討する。

(二) 打切られることとなる請求権に付ては、既発生のもものは戦時補償特別税（仮称）の課税に依り、未発生のもものは打切の法律規定の制定に依り、これを処理する。

(三) 本措置に関する特別の法律を制定する。

二、再建整備措置実施の為の応急措置

(一) 企業（金融機関を除く）の経理に関する応急措置

- (1) 会社は本措置に関する法律施行の日を以て打切決算を行ひ、新旧に勘定を分離する（但し軍需補償等が打切られても自己資産を以て之を消却し得る会社等に付ては必ずしも本措置を適用しない途を置く。本措置の適用を受ける会社を以下整理会社といふ）。
 - (2) 勘定の分離に当っては、会社の資産中爾後の民需経営に必要なものを新勘定に移管し新勘定はこの移管資産に付旧勘定に対して適当なる利子を負担するものとすると共に、爾後の民需経営に必要でない資産及従来の債務は旧勘定に属せしめるものとする。
 - (3) 従来の債務に関する物上担保権を制限又は消滅せしめ又会社に対する従来の債権の実行を停止せしめる等の措置を講ずる。
 - (4) 新勘定に依つて爾後の民需経営を行ふ。
 - (5) 会社は資産の保全、新勘定に移管すべき資産の決定等の為会社側及債権者側を以て構成する特別管理入会を設ける。
 - (6) 本措置は特殊会社及営団に対してもこれを適用する。
 - (7) 本措置に関する特別の法律を制定する。
- (二) 金融機関の経理に関する応急措置
- (1) 金融機関は本措置に関する法律施行の日を以て新勘定、旧勘定を設け資産及負債を区分整理する。
 - (2) 勘定の分離に当っては次のやうにする。
 - (イ) 資産に付ては現金及金融機関に対する金銭債権を新勘定に属せしめる。

- (ロ) 負債に付ては、先づ現行封鎖預金に付根本方針に従ひ支払を確保せらるべき範囲を確定し、此の範囲の封鎖預金、自由預金等必ず履行を要するものを新勘定に属せしめる。
 - (ハ) 右(イ)及(ロ)以外の資産及負債を旧勘定に属せしめる。
 - (ニ) 新勘定の負債超過は新勘定の旧勘定に対する貸付金、資産超過は借入金として整理し、適當の利息をつける。
 - (三) 従来の債務に関する物上担保権を制限又は消滅せしめ又金融機関に対する従来の債権の実行を停止せしめる等の措置を講ずる。
 - (四) 新勘定に依つて爾後の業務を行ふ。
 - (五) 本措置は特殊銀行及金庫に対しても之れを適用する。
 - (六) 本措置に関しては、金融緊急措置令の改正を行ふの外、特別の法律を制定する。
- (三) 公益法人及個人に関する応急措置
- (1) 本件に依つて影響を受ける公益法人又は個人に付ては、債権者に依る債権の実行を停止せしめ得る等適宜の措置を講ずる。
 - (2) 本措置に関する特別の法律を制定する。
- 三、再建整備に関する措置
- (一) 企業（金融機関を除く）の再建整備に関する措置
 - (1) 整理会社の特別管理人会は新旧勘定分離の日現在に於て、旧勘定に付て特別決算を行ひ、その債務超過額（以下特別損失と称す）を確定する。
 - (2) 特別損失の処理に付ては、根本方針の率に従ひ、先づ積立金及評価益を以てこれを消却し、次に払込資本

金に及び、最後に外部負債に及ぶ。

- (3) 整理会社中一定規模以上のもの及所謂制限会社の特別管理人は爾後の再建整備の計画を立案し主務大臣の認可を受けるものとし、会社は認可せられた整備計画に従つて再建整備を行はねばならない。
- (4) 整備計画の認可を受けた整理会社は、他の法令の規定、定款の定め又は既存の契約の条項に拘らずその整備計画を実施することが出来るものとし又その計画の中に決定されてある事項に付ては法令の規定又は定款の定に拘らず株主総会その他の会議を省略することが出来るものとする。
- (5) 整備計画に掲げるべき重要事項は大要左の通りである。
 - (イ) 存続するか解散するか
 - (ロ) 存続する場合の措置（減資の方針、存続後の事業計画及資金計画）
 - (ハ) 解散する場合の措置（第二会社を設立し又は既存会社の新勘定の資産負債を包括的に譲渡する等）
 - (ニ) 資産の処分方針
 - (ホ) 第二会社を設立する場合にはその事業計画及資金計画
 - (ヘ) 従業者の整理方針
- (6) 整理は次のやうにして結了する。
 - (イ) 存続する整理会社に付ては、整理完了のとき新旧勘定を合併して単一勘定とする。
 - (ロ) 第二会社を設立し又は既存会社に新勘定の資産負債を包括的に譲渡する整理会社に付ては、譲渡完了のとき新勘定を打切つて単一勘定とする。
 - (ハ) 右(ロ)の方法を採ることなく清算、特別清算又は破産の手續に入る整理会社に付ては、整備計画認可の日、清算に入った日、特別清算開始命令の日又は破産宣告の日新旧勘定を合併して単一勘定とする。

- (二) 右(イ)の場合にはそれで整理が終了し、右(ロ)及(ハ)の場合には清算、特別清算又は破産の手續が完了することに依つて整理が終了する。
- (7) 本措置の合理的且民主的な運営を図る為産業再建整備委員会(仮称)を設置し主務大臣が整備計画の認可を行ふ場合等にその審議を経ることとする。
- (8) 特殊会社及営団に付ては整理手續等に特別の定を要するかも知れぬ。
- (9) 本措置に関する特別の法律を制定する。
- (二) 金融機関の再建整備に関する措置
- (1) 金融機関は旧勘定に属する資産及負債の整理を行ふ為整理担当者を任命する。
- (2) 金融機関は旧勘定に属する資産及負債の整理計画を樹立し、主務大臣及後述の金融機関整備委員会(仮称)の承認を受ける。
- (3) 整理の方法は次のやうにする。
- (イ) 旧勘定に属する資産の整理に依つて生じた現金及確定評価額の決定した資産を順次新勘定に移し換へ、新勘定の旧勘定に対する貸を控除整理する。
- (ロ) 旧勘定に属する資産の全部を新勘定に移し換へるも尚新勘定の旧勘定に対する貸を整理し得ぬ場合には、保証せられる範囲の封鎖預金、自由預金等の支払を確保する措置を講ずる。
- (ハ) 新勘定の旧勘定に対する貸を整理し終つた後尚旧勘定に残余財産がある場合には、残余財産に付て取立てた現金及確定評価額の定まつた資産の範囲内に於て、資産と負債とを新勘定に移し換へる。
- (ニ) 右(ハ)の場合の負債移し換へ順序の定め方に依り、金融機関の損失の処理に付ては、根本方針の率に従ひ、先づ積立金及評価益を以てこれを消却し、次に払込資本金に及び最後に外部負債に及ぶ。

- (4) 今後の情勢に応じ新勘定に属する資産及負債を譲り受け新に金融機関を設立せしめる。
- (5) 資産の評価基準の設定その他金融機関の債権債務の処理等に関する重要事項を処理する為金融機関整備委員会を設ける。

(6) 特殊銀行及金庫に付ては整理手続等に特別の定を要するかも知れぬ。

(7) 本措置に関する特別の法律を制定する。

(三) 公益法人及個人の整理に関する措置

(1) 本件に依つて影響を受ける公益法人又は個人に対しては当分の間破産の申立をすることを得ないものとする。

(2) 債務超過の処理に付ては強制調停の如き措置に依り、支払可能の限度に債務を整理し得る等の措置を講ずる。

(3) 本措置に関する特別の法律を制定する。

編注 本案は七月二二日起案、同月二三日経済閣僚懇談会の決定を経て（大蔵省資料乙五二六―四―四所収同表題資料）、些少の字句修正のうえ、二六日閣議決定となった。

出所 大蔵省資料乙六二〇―三二。

八 金融緊急措置令施行規則の改正についての大蔵省発表

金融緊急措置令施行規則の改正について（大蔵省発表昭和二一・八・一〇）

一、今回金融緊急措置令施行規則の一部を改正して、明八月十一日に公布、即日施行することとなったが、その概要は別紙の如くである。これは近く実施されやうとして居る所謂軍需補償の整理に伴ふ戦後経済の再建整備に関する一連の諸措置の一部をなすものであり、その準備として前行して行はれるものである。

二、所謂軍需補償の処理に關しては、政府各方向に於て慎重に熟慮を重ね、検討を加へられて來たのであるが、何分にも軍需補償の金額は数百億円と言ふ莫大な金額に上り、これは終戦後の我國の財政經濟にとつては相當重い負担である。加ふるに現に過剩となつてゐる名目上の貨幣的資産に更に物資の裏付のない多額の購買力を注ぎ込むことはインフレーションを益々昂進せしめ、日本經濟の再建を一層困難ならしめる結果となる。従つて、この問題は早晚何等かの方法で整理しなければならぬので、今般々これが解決に向つて第一歩を踏み出すことになつたのである。

三、申すまでもなく軍需補償の整理は經濟界及び金融界は勿論個人生活にも相當影響を及ぼす虞があるので、その影響を最小限に止めるために、種々善後措置を講ずる必要がありその全貌は逐次発表せられるが、今度実施される金融緊急措置令施行規則の改正の趣旨も亦その第一の措置たるの意義を有する。即ち軍需補償の整理の結果、假令金融機關の資産に對して相當の損失を與へるやうなことがあつても、自由預金は勿論のこと、一定金額までの封鎖預金については、その払戻を確保し、大部分の預金者には何等の影響を蒙らしめることのないやうに致したい。ただ、一定金額以上の封鎖預金については軍需補償整理の影響の見透しがつくまで一応そのまま存置せしめようと言ふ點に今回の改正の意義がある。

四、今回の措置によつて新円の預金即ち自由預金は何等の影響を受けない。自由預金は絶対に自由であつて、その払戻に對しても何等の制限を受けることはない。況んや現に流通してゐる通貨を再封鎖するが如きことは毛頭考へてゐない。現在の封鎖預金についても、國民の大多數の人々の預金は相當部分が第一封鎖預金となり、そして今後議會に提出せられる法律により金融機關の新勘定に移し替へられ、その払戻は確保せられる結果、完全な保護をうけることとなる。各個人に對する預金より見た影響は直接的には比較的渺いと認められる。

然し会社その他の企業については多少趣を異にするとは思はれるが、企業の所要資金は、既に六月下旬以來金融機關よりの資金融通によることとなつて居るのでこの趣旨を更に強化したとも解せられる。勿論今回の措置によつて金融界は一時窮屈になるかも知れないが、政府としては金融上万全の措置を講ずる所在であり、特に金融機關に於て事業資金の貸出等の為に資金が不足するときは、日本銀行から積極的に資金の援助を行ふと共に三月二十日現在の資金融通總額制限の限度を撤廃して一般金融機關の貸出が停頓するが如きことのないやう指導する。又一般の銀行などで貸付を為し得ない事業などには八月一日より実施した復興金融資金供給の応急措置を十分に活用し、なほ差当りの俸給給料の支払資金については、不都合の生じないやう特別の措置を考慮してゐる次第であつて、過渡期において金融の梗塞を來すが如きことのないやう十分に配慮を加えてゐる。

(別紙)

金融緊急措置令施行規則改正要領

第一、第一封鎖預金及第二封鎖預金の分別

- 一、八月十一日以後封鎖預金を第一封鎖預金及第二封鎖預金の二種とする。
- 二、八月十一日以後新に生じた封鎖預金は原則として第一封鎖預金とする。
- 三、八月十一日午前零時現に存する封鎖預金は第二に定める方法に従ひ、これを第一封鎖預金及第二封鎖預金に区分する。

第二、既存封鎖預金の区分方法

一、一般の預貯金等

預金、貯金、金銭信託、恩給金庫に対する寄託金、定期積金、無盡及準預貯金については左の金額により区分する。但し特殊預金、特殊金銭信託及これに準ずるものは別に省令で定める所に依る。

- (1) 一口三千円未満の預貯金等は全額第一封鎖預金とする。
 - (2) 一口三千円以上の個人の預貯金等は一世帯毎且一金融機関(同一金融機関の本支店を含む。)毎に名寄せして、一世帯について、(イ)又は(ロ)の何れか多額のもの(第一封鎖預金とし、残余の金額を第二封鎖預金とする)。(イ) 世帯主及世帯員各一人につき四千円の割合で計算した金額、但し最高三万二千円を限度とする。(ロ) 一万五千円
 - (3) 一口三千円以上の法人その他の団体の預貯金等は一万五千円以下の部分を第一封鎖預金とし、残余の部分を第二封鎖預金とする。
 - (4) 右の金額は(2)又は(3)の第一封鎖預金の金額に加算する。
 - (イ) 八月分以前の個人生活費、八月分(八月分に限る。)の教育費、外地外国からの引揚者の持帰金相当額及戦災者(引揚者も同様とする。)生必物資購入費(五條一項一、二、五、及八号)であつて未だ払戻を受けてゐない金額
 - (ロ) 慈善団体、教育団体、医療団体、其他専ら公益を目的とする団体については封鎖預金等審査委員会の指定するものに対し同委員会の定める金額
- 尚右の金額は封鎖預金等の金額が五万円を超ゆる部分については五割以内で且総額三十万円以内に限る。但し大

(5) 蔵大臣の許可を受けて百万円まで増額できる。
右の金額は(2)の第一封鎖預金の金額から控除する。

第一封鎖預金設定申請前でも(2)に該当する封鎖預金から個人生活上の諸費用のために払戻を受けられるが(一世帯一万五千円を限度とする)右によって払戻を受けた金額

(6) 郵便積立預金、定期積金及無尽については金額の計算は既に払込んだ掛金(自由支払で払込んだものを除く)の額に依るものとする。

二、年金

年金については左の金額に依り区分する。

(1) 一年間の年金給付金が一口千円以下のもは給付金全額を第一封鎖預金とする。

(2) 一年間の年金給付金が一口千円を超えるものは年額千円以下の部分を第一封鎖預金とし、残余の部分を第二封鎖預金とする。

三、世帯の意義

(1) 一の(2)の世帯とは八月十一日現在の個人金融通帳の記載を基準として戸主及これと同居する家族又は之に準ずる者(内縁の妻等)で生計を同じくするものを謂ふ。但し、使用人、単なる同居人等は世帯員から除外される。なほ戸主と同居しない家族で独立の生計を営む者(疎開家族や他の世帯同居者等)も其の生計単位毎に世帯と看做される。従つて女中、学生の単なる同居者は別個の世帯と看做される。

(2) 預貯金者が外国又は外地に居住する場合、或は本邦内に居住するが特別の事由で世帯に属しない場合には市区町村長の証明書等に依つて次のやうに取扱はれる。

(イ) 預貯金等の管理者が名義人の家族であるときは世帯員と看做す。

(ロ) 預貯金等の管理者が名義人の家族でない所謂他人のときは独立の世帯と看做す。

(3) 架空名義の預貯金は全て第一封鎖預金とすることは認められない。

四、第一封鎖預金設定手続

(1) 一口毎に第一封鎖預金及第二封鎖預金に区分される場合(一の(1)及(3)二)には金融機関限りで処理する。

(2) 名寄せを必要とする場合(一の(2))には、

(イ) 第一封鎖預金設定申請書を八月十一日より一月以内に預け先金融機関に提出することを要する。なお申請書には

預金通帳証書及個人金融通帳を添付しなければならない。

- (ロ) 右の申請書を預け先金融機関に提出できない事情があるときは最寄りの銀行(銀行に限る。)に提出してもよい。
 (ハ) 申請書を受付けた金融機関は預金通帳又は証書及個人金融通帳に所要の記入をして申請者へ返還する。
 (ニ) 一カ月の期限内に申請が出来なかつた場合の期限後申請の途も拓かれている。

第三、封鎖預金の支払

- 一、第一封鎖預金の支払は現行封鎖預金の支払の規定に依る。
 二、第二封鎖預金は右の場合に限り封鎖支払と為し得る。

- (1) 過去の負担に属する公租公課であつて大蔵大臣の指定するものの支払をするとき。
 (2) 金融機関に対する既存の債務を弁済するとき。但し第二封鎖預金等をその債務の担保に供したものに限る。
 (3) 八月十一日現在の封鎖小切手等及自由小切手等(封鎖預金に基き振出し又は発行されたもの)を其の後決済するとき。

- (4) 他の法令の規定で第二封鎖預金の支払を為し得るとき。
 (5) 其の他大蔵大臣の指定するとき。

第四、其の他

- (1) 個人生活費に関する規則五条一項一号の証明は市区町村長が行ふこととした(旧は町内会長又は部落会長)。
 (2) 二以上の者から定期的給与を受くる者は給与支給者に対し申告義務を課した。
 (3) 公租公課支払のため封鎖預金の払戻を受けるのは封鎖支払に限ることとし自由支払を廢した。
 (4) 封鎖小切手等の受領義務を明文化した。
 (5) 其の他若干の補完的改正を行った。

〔注〕 朝日新聞(東京)は、昭和二年八月一日、「補償打切り預金対策」と題し、金融緊急措置令を改正し、封鎖を二種に分つ、第一封鎖は支払を保証、第二封鎖は凍結と報道、併せて、金融緊急措置令施行規則改正要領を、単に要領として、第一、第一封鎖預金及第二封鎖預金の分別として詳述する。
 改正法令・税務大学校論叢二六号五二〇頁参照

出典・「大蔵省財政史室編、「昭和財政史―終戦から講和まで、第十七卷 資料(1)―東洋経済新報社、昭和五六年刊、七九一―七九三頁。

九 金融緊急措置令施行規則の改正に関する石橋蔵相の衆議院予算総会での説明

金融緊急措置令施行規則の改正に関する石橋蔵相の衆議院予算総会での説明（昭和二一・八・一〇）

従来の封鎖預金を第一・第二封鎖預金に分ける。第一封鎖預金は従来の封鎖預金と同性質のもので第二封鎖預金は従来より一層嚴重に凍結される。これは永久ではないが暫くそのやうなことになる。

現在の封鎖預金の中から第一封鎖預金に移すもののうち一口三千円未満の預貯金で三千円はいけない。預金の区分は各銀行、支店、出張所を合わせて各銀行毎であるからもし二つの違う銀行に預金してゐるとすれば両方においてこれが行はれ、それぞれを第一封鎖預金に移す。なお、新円による預金はこの中に入らず今まで通りである。

世帯一般に一万五千円以上は全部なくなるといふ噂があるが左様なことはない。銀行などによつてその程度は違ふが第一封鎖預金はなるべく早く金融機関を逐次整理してA銀行における損失はこの位といふことが分り、確かに大丈夫だといへばこれが中間的に第一封鎖の方に移して結局極く小部分の預金だけが残り、それが最後の整理になる。したがつて地方銀行のごとき軍需補償に関係の少ない金融機関では頗る早く第一、第二の区別が撤廃されるものと信ずる。

預金についてはただ今正確な全国的に調査がなく推定であるが、大体現在の預金、郵便貯金から無盡、生命保険の責任準備金等を含め、それに類似するものの総額大体二千三百六十九億円であるが、一万五千円以下の預金はその中の千八百四十億程度と認定されその活動を今後止める事なく継続せしめることとしその残りを旧勘定として整理する。

すなわち、新勘定と旧勘定を設けて今後日本の産業活動に必要なものを新勘定に、そして旧勘定の方には残りを対象とする。斯様な二つの法案が準備されてゐる。それにつづいて新旧勘定に分離したものをまとめて、たとへば企業なら第二会社、銀行なら第二銀行を作る必要があればただちに新旧勘定を合併して活動するものも起こるが左様な再建整理に関する法律が金融部面と企業部面に一つづつ用意されてゐる。それから公益法人および個人、かやうな銀行預金等をはじめいろいろ債権債務の關係が整理のために動揺し、公益法人および個人の資産にもそれが影響を及ぼしてうっかりしてゐると個人にしてあるいは公益法人にして経理上破産をいたさねばならぬ懸念も生ずるのでこれを防止する法案も用意してゐる。

その五つが大体緊急措置的な法案でこの他に所謂軍需補償の整理のための課税や復興金融会社あるいは復興金融庫の法律案、財産税の法律案をただいま用意しており逐次審議をわづらはしむたいと考へ急を要するものは今週早々審議を急速に願いたい。

一〇 補償打切り並に經濟再建に関する政府声明

補償打切り並に經濟再建に関する政府声明（昭二一・八・一二閣議決定同日発表）

政府は、内外に於ける時勢の必須の要求に従つて終戦に伴ふ整理並に再建の諸方策に關して諸般の準備と手続とを了り、茲に其の実施の段階に入る運びとなつた。即ち、戦争に基いて發生した政府又は政府に準ずるものに対する諸請求權を課税の方式によつて大幅に打切ると共に、企業と金融界との整理を行ひ、新たな基礎の上に新たな經濟を發足せしめる為の一連の強力なる措置を断行せんとするものである。

惟ふに、今回の措置の國民に及ぼす影響はその範圍も極めて広く、又程度も甚だ深刻なものがあろう。

國家補償の打切りは當然事業界、金融界、惹いては預貯金や債權の確保にも相当大きな打撃を与へることが覺悟される。政府としては假令戦争に基くものであるにもせよ、又課税の形式によるにもせよ、國民に対して約束した補償の支払を事實上に於て打切り、又場合によつては既に支払つたものにも此の処置を及ぼすことは、真に忍び難いものがある。

然し乍ら我國經濟の實情は、戦争に依つて既に龐大な資材と生産力とを消耗損失し、広汎な市場と資源を失つた。然るにも拘らず、名目上の資産のみは徒に膨脹したままで残存し、然も近く莫大な賠償の履行をも控へて居るのである。此の際思ひ切つた整理を加えることを為さず、尋常の財政措置によつて補償問題を処理するに於ては、禍根は長く絶つを得ず、況や國家の財政は愈々均衡を失ひ國民の將來に非常な負担を課する結果となることが必然である。

政府はこの点に深く思をめぐらした結果、此の際耐え難きを忍び今回の諸措置を断行し、一日も早く我國經濟のすつきりした姿を取り戻し、今後の健全な發展の基礎を固める決意を為したのである。

勿論政府は企業の整理に伴ふ已むを得ぬ離職者の就業対策に付ては全力を尽くすと共に退職手当の支給に付ても必要な措置を講ずる外、國民の最低生活を確保する為には、生活援護や一定限度迄の預貯金の保護に付て十分な考慮を払つた。又、食糧の最低量の供給に付ては連合国の多大の支援と相まつて絶対に確保の努力を続ける。産業再建の資金に対しては特別な機關を設けて活発に之を融通せんとするものであり、尚資材の供給の円滑化や中小企業への復興の為にも格段の留意を為さんとするものである。一般金融機關も亦従来通り諸企業への金融を續けて何等の支障も危険も無いのである。

終戦後吾等が歩んで来た荆棘の道は愈々けわしい時に差しかつた。吾等の前途には尚幾多の苦難があろう。然し、之に打ち克ち、之を突破してこそ始めて希望の平野が拓けるのであり、而して今回の措置は之によつて必ず之等の難關を突破し得る確信と用意との下に立案されてゐるのである。經濟界の活動は本措置によつて何等妨げられるべきでなく、却て大に之を

促進せんとするものである。然るに、万一にも経済諸機関が本措置の爲めに寸時と雖もその活動に停頓を来すやうなことがあれば、それは全く本措置の目的を理解せず、或は本措置中に盛られた細密の注意を見落す所から生ずる誤りである。夫々の職域に於ける国民各位は何れも此経済転換の意義の重大なことに深く思を改し、政府と共に全力を傾倒して平和日本経済の建設の爲に奮励あらんことを切望してやまない次第である。

〔注〕 昭和二十二年八月一三日朝日新聞（東京）は「補償打切りと経済再建・政府声明を発表」と題して大要を掲載。本資料は、『昭和財政史一終戦から講和まで一第一七巻資料(1)東洋経済新報社、昭和五六年刊、七九三・四頁より引用。〕

戦後経済再建措置の大綱（昭二一・八・一二発表）

一、戦時補償特別措置法案（仮称）

(一) 軍需補償などの処理については、戦時補償特別税法（仮称）を制定し、一定範囲のものは課税の方法によりこれを打切る。

(二) 課税価格から一定額の控除を認める。

(三) 戦時補償特別税の税率は百分の百とする。

二、再建整備措置実施のための応急措置

(一) 会社経理応急措置法案

(二) 金融機関経理応急措置法案

三、再建整備に関する措置

(一) 企業再建整備法案（仮称）
 (1) 特別経理会社は、新旧勘定分離の日現在で、旧勘定について特別決算を行ひ、その債務超過額（以下特別損失と称す）を確定する。

(2) 特別損失の処理については、自己資本、外部負債などにつき、負担の順序と割合を法定する。

(3) 特別経理会社は、整備計画を樹立し、その計画にしたがって再建整備を行ふ。

(二) 金融機関再建整備法案（仮称）

- (1) 金融機関は旧勘定に属する資産と負債の整備計画を樹立する。
 - (2) 旧勘定に属する資産の整理によつて生じた現金などを順次新勘定に移し換へて整理を行ふ。
 - (3) 右整理の結果旧勘定に損失を生じたときは、法定の順序と割合にしたがつて、自己資本と外部負債において負担する。
 - (4) 新勘定に属する封鎖預金、自由預金などの支払を確保する方途を議する。
- 四、公益法人と個人に関する措置

- (1) 個人又は公益法人で戦時補償の特別課税をうけ、あるひは預金封鎖をうけ、または所有有価証券の値下がりなどのため支払不能なないしは債務超過となるものが豫想されるので、これを破産から救ふために破産法、和議法に特例を設ける。
- (2) 破産法の特例としては今回の措置の前日まで破産の原因となるものがなかつたものは、今後破産の原因となるものもが起こつても破産の宣告を行はず、和議法にかける。和議法には債務者の財産に対する強制執行の停止、担保権者の優先権の停止、債務者の負債元本の切下げと延期、担保権の放棄の特則などを設ける。
- (3) 今度の措置が破産の原因となつたものには、相当の財産が残るやうな措置をとる。
- (4) 個人の企業者で大規模なものは、資本金二十万円未満の会社に準じて会社なみに取扱ふ。

五、復興金融庫法案（仮称）

今次の措置によつて金融機関の沈滞、金融梗塞の恐れがあるので、これに対していはば政府の代行機関として平和産業の復興国民生活の安定のため必要な資金を供給する復興金融機関を設立する。これが暫定措置として既に一日から興銀において同様趣旨のもとに積極的に資金の供給を図らしめてゐる。

一 一 会社経理応急措置法案等提案理由及び衆議院での審議経過

会社経理応急措置法案及び金融機関経理応急措置法案提案理由説明及び衆議院本会議での審議経過（緊急案件、衆議院昭和二一・八・一三）

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君） 只今議題トナリマシタ會社経理應急措置法案及び金融機關経理應急措置法案ニ付テ其ノ提案ノ理

由ヲ御説明申上ゲマス

終戦後ノ我が國經濟ノ再建途上ニ於キマシテ、所謂戰時補償ヲドノヤウニ處理スルカト云フ問題ハ最モ重要ナ課題ノ一ツデアリマシタコトハ申上ゲルマデモアリマセヌ、隨ヒマシテ政府ハ去ル五月下旬、組閣後直チニ此ノ問題ノ研究ニ着手致シマシタ、幾ツカノ案ヲ作りマシテ財政經濟ノ凡ユル角度カラ慎重ナル檢討ヲ加ヘタノデアリマス、併シナガラ何分ニモ戰時補償ノ金額ハ數百億圓ト云フ極メテ龐大ナモノデアリマスノデ、之ヲ金額約束通りニ政府ガ支拂スマスコトハ、遺憾ナガラ財政現狀ノ許サザル所デゴザイマス、勿論其ノ支拂ハ國債ヲ以テ致スコトモ出來マスガ、併シ其ノ場合ニハ龐大ナル國民負擔ヲ後代ニ貽スバカリデナク、現在既ニ過大デアルトノ評價モゴザイマス名目上ノ貨幣的資産ヲ、更ニ不當ニ膨脹セシメルコトトモナルデアリマス、併シサウカト申シマシテ之ヲ遽カニ打切りマスコトハ、國家ノ約束ヲ破棄スル次第デアリマシ、又是ガ事業界竝ニ金融界ノ全般ニ及ボス影響ハ深刻且ツ廣汎ナモノガゴザイマシテ、其ノ結果ハ更ニ一般國民ノ生活ニモ少カラザル打撃ヲ興フル懸念ガアルノデアリマス、仍テ政府ハ是等ノ各般ノ事情ヲ慎重ニ考慮致シマシタ結果、經濟秩序及ビ金融秩序ノ保持ト國民生活ノ安定ニ付キマシテ細心ノ注意ヲ拂ヒマス同時ニ、課税ノ方法ニ依リマシテ實質的ニハ戰時補償ヲ大幅ニ打切コトガ、此ノ際最モ公正ニシテ且ツ國家永遠ノ福利ヲ齎ス所以ダト云フ結論ニ到達致シマシタ

今其ノ趣旨ニ基キマシテ其ノ措置ノ全貌ヲ簡單ニ申上ゲマス、先ツ軍需補償、戰爭保險金ナドノ所謂戰時補償請求權ニ付キマシテハ、一定ノ例外ヲ除キマシテ、税率十割ノ戰時補償特別税ヲ課スルコトニ致シマシテ、實質的ニ之ヲ大幅ニ打切ルコトニ致スノデアリマス、尚ホ此ノ課税ハ一定期日以後ニ既ニ支拂ガ済ンダモノニ及ブノデアリマス

次ニ此ノ戰時補償特別税ノ實施ニ依リマシテ、企業竝ニ之ト密接不可分ノ關係ニアル金融機關ガ蒙ル重大ノ影響ニ對處シマシテ、企業及ビ金融機關ノ再建整備ヲ秩序能ク且ツ合理的ニ實施スル為メ、ソレゾレ必要ナル措置ヲ講ジマス、更ニ是等企業及ビ金融機關ノ再建整備ヲ圓滑且ツ迅速ニ處理致スト共ニ、戰時補償特別税ノ實施ニ伴フ事業界及ビ金融界ノ混亂ヲ未然ニ防止シ、今後ノ經濟再建ノ為メ必要ナル業務ヲ平靜圓滑ニ遂行出來マスヤウニ致サネバナリマセヌ、仍テ政府ハ其ノ目的ノ下ニ、會社其ノ外ノ企業及ビ金融機關ノ經理に關シマシテ、ソレゾレ必要ナル應急措置ヲ講ズル法律案ヲ用意致シマシタ、又個人及ビ公益法人ニ付キマシテモ、戰時補償特別税ノ實施ニ依リマシテ、不當ニ蒙ル影響ヲ防止致ス為ニ必要ナル善後處置ノ法案ヲ御審議願フコトニ致シテ居リマス、更ニ又今次ノ此一聯ノ措置ニ依リマシテ、金融機關ノ融資活動ガ或ハ沈滞ヲ致シ、或ハ生産金融ノ梗塞ヲ招來スル虞モゴザイマスノデ、之ニ對シマシテハ、謂ハバ政府ノ代行機關トシテ、平和産業ノ復興竝ニ國民生活ノ安定ノ為メ必要ナル資金ヲ供給スル復興金融機關ヲ既ニ暫定的ニ設ケテ居リマスガ、更ニ是ヲ正式ニ設立スル豫定デゴザイマス、是等ノ措置ニ付キマシテハ、其ノ成案ヲ得次第法律案トシテ遂次速カニ本議會ニ提出致ス

譯デアリマスガ、先ズ其ノ中ニ於キマシテ、最モ緊急ヲ要スル企業及ビ金融機關ノ經理ニ關スル應急措置トシテ、會社經理應急措置法及ビ金融機關經理應急措置法案ヲ茲ニ御審議ヲ願フ次第デゴザイマス

先ズ會社經理應急措置法案ニ付キ申上ゲマスガ、前ニ申述ベマシタ如ク、戰時補償特別稅ノ課稅ニ伴ヒマシテ、多クノ企業ハ直接間接大イナル損失ヲ蒙ルコトト相成リマス、此ノ損失ヲ合理的ニ處理シ、經濟ノ根本的ナ再建整備ヲ圖リマス為ニハ、相當ノ期間ヲ必要ト致シマス、此ノ過度期ニ於キマシテ、經濟界ガ徒ラニ動搖混亂ヲ續ケマスコトハ、其ノ後ノ經濟再建ヲ圓滑且ツ迅速ニ實現セシメル為ニ、非常ナ支障ヲ來ス次第デアリマス、又其ノ間必要ナ民需生産ノ活発ナル活動ヲ阻碍スル虞モ亦ナシト致シマセズ、仍テ是等ノ障礙ヲ排除致シマシテ、必要ナ民需生産ノ繼續ヲ可能ナラシメル為メ、企業ヲシテ過去ニ於ケル一切ノ債權債務ノ關係ハサレルコトナク、活発ナル事業活動ヲ續行セシメ得ルガ如キ措置ヲ講ジマシテ、以テ産業ノ回復振興ヲ容易ナラシメマスト共ニ、企業ノ整備ヲ圓滑迅速且ツ公正ニ行ハシメル必要ガゴザイマス、本法案ハ此ノ目的ヲ以テ、會社ノ經理ヲ一定期日ニ於テ新舊ノ兩勘定ニ分離致シマシテ、爾後ノ民需生産ノ遂行ニ必要ナ會社ノ財産ヲ新勘定ニ移シ替ヘマシテ、新勘定ニ依ツテ從來ノ事業ヲ繼續セシメマスト共ニ、舊勘定ニ屬スル資産ニ付キマシテハ戰時補償稅ノ課稅等ニ伴ヒマシテ、特別ノ損失ヲ受クル場合ニ之ヲ合理的ニ處理シ、會社ノ整備再建ガ完了致シマスマデ、暫ク公正且ツ嚴格ニ之ヲ管理スルノデゴザイマス

以下本法案ノ主ナル點ヲ簡單ニ申上ガマス、先ズ第一ニ軍需補償、戰爭保險金等、所謂戰時補償請求權ヲ有スル會社等デ、今回ノ課稅ニ伴フ措置ノ結果、債務超過分ハ支拂不能ニ陥ル虞ノアリマス會社ハ、之ヲ特別經理會社ト稱シマス、サウシテ指定時、即チ本年八月十一日午前零時現在ニ於キマシテ打切り決算ヲ行ハシメマス、サウシテ會社ノ財産及ビ爾後ノ經理ヲ新舊ノ兩勘定ニ區分致スノデアリマス、其ノ新勘定ト申シマス中ニハ、今後ノ事業ノ繼續、戰後産業ノ回復振興ニ必要ナ動産、不動産、債權、其ノ他ノ財産ヲ屬セシメルノデアリマスガ、其ノ各個ノ場合ニドナナ財産ヲ新勘定ニ所屬セシメルカト云フコトハ、後ニ申上ゲマス特別管理人ガ、實情ニ應ジテ之ヲ決定スル次第デゴザイマス

次ニ舊勘定ニ屬スル會社財産ニ付キマシテハ、是ガ散佚致シタリ、或ハ不當ナ處分ガ行ハレタリ致シマシテ、其ノ為メ債權者ノ利益ヲ不當ニ害スルコトヲ防止致ス為ニ、指定時前ノ原因ニ基イテ生ジマシタ特別經理會社ニ對スル債權ハ、之ヲ辨濟シ又ハ辨濟ヲ受ケルコトハ、若干ノ例外ヲ除キマシテ、原則トシテ出來ナイコトニ致シタノデアリマス、他方新勘定ニ付キマシテハ、指定時以後事業ノ繼續債務關係ニハ何等制限ヲ加ヘナイコトト致シタノデアリマスガ、唯指定時後ノ原因ニ基イテ生ジマシタ債權付キマシテハ、舊勘定ニ屬スル會社資産ニ對シ、強制執行、假差押等ハ行フコトガ、出來ナイコトニ致シマシタ

次ニ新勘定ニ依リマシテ會社ガ事業ヲ活発ニ遂行致シマスノニハ、所要ノ資金ガ圓滑ニ供給サレマスコトガ特ニ緊要デアリマスガ、是ガ為ニハ本法案ハ、若シ新勘定ニ所屬スル會社財産ニ指定時前ノ原因ニ基イテ生ジタ債權ノ抵當權、質權又ハ先取特權ガ設定サレテ居リマス時ニハ、是等ノ擔保權ハ一應消滅スルコトト致シタノデアリマス。

次ニ本法ノ適用ヲ受ケル會社ニ付キマシテハ、新勘定ニ屬スル會社財産ノ保全處分等ニ關シ、企業ノ健全ナル運営ト、一般債權者ノ保護ヲ圖ル必要ガゴザイマスノデ、會社ノ業務ヲ執行スル役員及ビ債權者中カラ特別管理人ヲ選任致シマシテ、以上ニ關スル重要事項ノ處理等ニ當ラシメルコトト致シタノデアリマス、尚ホ此ノ法律ノ中、必要ナル規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リマシテ、會社以外ノ營團等ニモ適用スルコトガ出來ルコトト致シテアリマス。

以上ハ會社經理應急措置法案デアリマスガ、次ニ金融機關經理應急措置法案ニ付キマシテハ、前ニモ申述ベマシタ如ク、戰時補償特別稅法ガ實施サレマス、企業ニ對シ大イナル影響ヲ及ボシマシテ、延イテ是等ノ會社ト密接不可分ノ關係ニアリマス金融機關ガ、其ノ經理上重大ナル影響ヲ蒙ルコトハ免レマセヌ、之ニ對處致シマシテ、必要ナル金融機關ノ債權整備ヲ圓滑且ツ迅速ニ處理致シマスト共ニ、戰時補償特別稅ノ實施ニ伴フ事業界及ビ金融界ノ混亂ヲ未然ニ防止致シマシテ、業界ヲシテ平靜且ツ圓滑ノ裡ニ其ノ業務ヲ遂行セシメル必要ガアリマス、本法案ハ此ノ目的ヲ以チマシテ、前述致シマシタ企業ニ於ケルト同様ニ、金融機關ニモ亦新勘定ト舊勘定ヲ設ケルコトト致シタノデアリマス、サウシテ健全且ツ確實ナル資産及ビ一定範圍ノ負債ハ、之ヲ新勘定ニ所屬致サセマス、今後ノ業務ハ其ノ新勘定ヲ以テ支障ナク遂行致サシメルト共ニ、不確實ナル資産及ビ一般ノ負債ハ舊勘定ニ所屬セシメマシテ、之ヲ急速ニ整理致スノデアリマス、此ノ新勘定ノ中ニハ、自由預金及ビ一定額以下ノ封鎖預金等ヲ加ヘマシテ、サウシテ今次ノ措置ニ依リマシテ金融機關ノ蒙ル影響ノ如何ニ拘ラズ、絶對ニ是等ノ支拂ヲ確保シ、國民生活ノ安定ト、社會秩序ノ維持トヲ圖ラウト考ヘルノデアリマス、御承知ノ如ク一昨八月十一日ヲ以チマシテ、金融緊急措置令施行規則ノ一部ヲ改正致シマシテ、從來ノ封鎖預金等ヲ第一封鎖預金等及ビ第二封鎖預金等ノ二種ニ區分致シタノデアリマスガ、此ノ第一封鎖預金等ハ自由預金ト共ニ之ヲ新勘定ニ移シマシテ、政府ニ於テ其ノ支拂ヲ保証スルノデアリマス、而シテ残りノ第二封鎖預金等ニ付キマシテハ、是ハ舊勘定ニ屬セシメ、當該金融機關ノ整理ノ結果其ノ支拂額ヲ確定スルマデハ、原則トシテ其ノ支拂ヲ認メナイコトトスルノデアリマス。

以下此ノ法案ニ付キマシテ尚ホ其ノ内容ノ主ナル點ヲ申上ゲマスト、先ヅ第一ニ金融機關ニハ指定時、即チ昭和二十一年八月十一日午前零時現在ヲ以テ新勘定及ビ舊勘定ヲ設ケマシテ、資産及ビ負債ハソレゾレ新勘定及ビ舊勘定ニ屬セシメラレルコトニナルノデアリマス、新勘定ニ屬スル資産ト致シマシテハ、現金、國債、地方債、金融機關等ニ對スル金錢債權等ノ確實健全ナル資産デアリマシテ、負債ノ方デハ自由預金等及ビ前ニ申述ベマシタ所ノ第一封鎖預金等ノ外、公租公課ノ類、金

融機關等ニ對スル金錢債務等其ノ支拂ヲ保證セラレルベキモノ、又ハ之ニ準ズベキモノデアリマス、新勘定ニ屬スル資産及ビ負債以外ノ資産及ビ負債、例ヘバ一般ノ貸付金或ハ第二封鎖預金等ハ一切舊勘定ニ屬スルコトト相成ルノデアリマス、尚ホ、指定時以後生ズル財産上ノ權利義務ノ中舊勘定ニ屬スル資産又ハ負債ニ關シテ生ズルモノハ、原則トシテ舊勘定ニ歸屬致シ、ソレ以外ノモノハ、新勘定ニ歸屬スルコトトナルノデアリマス

以上申述べマシタ所ニ依リマシテ、金融機關ノ資産及ビ負債ハソレゾレ新勘定及ビ舊勘定ニ屬セシメラレ、金融機關ハ新勘定ニ依ツテ其ノ業務ヲ行ヒマス、ソコデ自由預金、第一封鎖預金等ハ其ノ支拂ヲ確保セラルコトトナリマスト共ニ、舊勘定ニ屬スル資産及ビ負債ハ逐次整理サレルコトトナルノデゴザイマス

次ニ舊勘定ニ屬スル資産及ビ負債ハ、近ク提案致シマス金融機關ノ再建整備ニ關スル法律案ニ依リマシテ整理セラレルコトト相成リマスノデ、舊勘定ニ對スル債權者ノ利益ヲ詐害スルヤウナ虞ノアル行為ハ、一切之ヲ停止セシムルヤウナ必要ガアリマス、隨ヒマシテ今後舊勘定ニ於キマシテハ、特別ノ例外ノ場合ヲ除キマシテ、其ノ債務ヲ辨濟又ハ資産ノ處分ヲナスコトガ出來ナイコトト致シタモデアリマス、又舊勘定ニ對スル債權者等ガ新勘定又ハ舊勘定ニ屬スル資産ニ付テ勝手ニ辨濟ヲ受ケタリ、相殺ニ依ツテ債務ヲ消滅サセルコトトハ穩當ヲ缺キマスノデ、斯カル行為モ亦之ヲ禁止スルコトト致シタノデアリマス、隨ヒマシテ又舊勘定ニ屬スル資産ニ對シマシテハ、強制執行、假差押又ハ假處分ヲナスコトトガ出來ナイコトト致シタノデアリマス

以上ノ外保險會社等ニ付キマシテハ、其ノ資産、負債ノ新舊勘定ヘノ所屬ニ關シマシテ、命令ヲ以テ前ニ申述べマシタ所ニ對スル特例ヲ設ケ得ルコトト致シマシタ、又舊勘定ニ屬スベキ保險契約ニ關シマシテモ、若干ノ特例ヲ設ケルコトト致シタノデアリマス

又金融機關ノ決算ニ付キマシテハ、昭和二十一年八月十一日マデヲ以テ一事業年度トシテ打切り決算ヲナシマス等、決算ニ關スル特例ヲ設ケルコトト致シタ次第デアリマス

以上會社經理應急措置法案竝ニ金融機關經理應急措置法案ニ付テ其ノ大要ヲ御説明申上ゲタ次第デアリマス、最後ニ一言附加ヘマスガ、今回ノ戰時補償ノ打切りハ、各般ノ關聯措置ニモ拘ラズ、其ノ國民經濟ニ及ボス影響ハ場合ニ依リマシテハ相當深刻ノモノガアルカト考ヘマス、即チ戰時補償ノ打切りハ、當然事業界、金融界、延イテハ預金者、一般債權者等ニ打撃ヲ與ヘマス、勿論現ニ生産活動ヲ營ミ、又ハ將來ノ不和産業ノ建設ニ必要ナル企業ニ對シマシテハ、今回ノ措置ノ為ニ特ニ離職者ヲ生ズルト云フ如キゴトモナイ筈デアリマス、併シ從來不健全ナル經營状態ニアリマシタ企業ハ、今回ノ措置ガ直接ノ打撃ヲ与エルコトトハナイト考ヘマス隨ニ今回ノ措置ヲ機會ニ致シマシテ、其ノ整理ガ促進サレルコトトハ予想サレル所デ

ゴザイマス、併シナガラ此ノ際種々ナル困難ハゴザイマシテモ、思ヒ切ツタ措置ヲ斷行スルコトハ時勢ノ必須ノ要請デアリマシテ、若シ此ノ際躊躇シテ之ヲ行ハズ、尋常ノ手段ニ依リマシテ当面ヲ糊塗スルニ於キマシテハ、禍根ヲ後代ニ貽シ、遂ニ戦後經濟ノ再建モ之ヲ期シ得ザルニ至ルコトヲ惧ル、デアリマス、政府ト致シマシテハ茲ニ思ヒテ致シマシテ、眞ニ堪ヘ難キヲ忍ンデ今同ノ措置ヲ斷行スルコトト致シタ次第デアリマス、終戦以來我々國民ガ歩イテ來タ道ハ決シテ安易ナモノデアリマセヌ、前途モ亦苦難ニ滿チタモノト考ヘマス、併シナガラ此ノ苦難ヲ克服シテ初メテ平和日本再建ノ大目的ガ達成セラレルノデ、而シテ前途ニハ大イナル希望ガ輝イテ居ルト存ジマス

以上縷々申述ベナシタガ、本日上程サレマシタ會社經理應急措置法案及ビ金融機關經理應急措置法案ハ、何レモ戰時補償特別課税ノ實施ニ伴フ企業界竝ニ金融界等ノ混亂ヲ未然ニ防止シ、企業竝ニ金融機關ノ根本的再建整備ヲ圖ル為メ緊急ヲ要スルモノデアリマスノデ、何卒至急御審議ノ上、速カニ御協賛アランコトヲ切ニ御願ヒ致ス次第デアリマス（拍手）

○議長（樺貝詮三君）討論ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——徳田球一君

〔徳田球一君登場〕

○徳田球一君 私ハ日本共產黨ヲ代表致シマシテ、議題ニナツテ居ル二ツノ法案ニ對シマシテ、徹底のニ反對セントスルモノデアリマス

軍需補償ノ打切り、擬制資本ヲ徹底のニ整理スル、サウシテ此ノ基礎ノ下ニ日本經濟ヲ再建セントスルコトハ、我が黨ノ豫ネ豫ネ主張シテ居ル所デアリマス、併シナガラ是ハ労働者、農民及ビ其ノ外ノ人民諸君ノ手ニ依ツテナサレナケレバ、到底不可能ノコトト存スルノデアリマス、然ルニ本法案ニ依リマスト、此ノ整備ハ主トシテ独占資本家ヲ強化スル目的ニ使ハレテ居ルノデアリマス、此ノ整理ノ實際ノ任務ニ當リマスノハ金融資本家、企業家デアアルノデアリマスガ、企業家ハ債務者デアアル、独占金融資本家ハ債權者デアアルノデアリマスカラ、必然企業家ハ之ニ頭ガ上ガラナイノデアアル、然ルニ労働者諸君ハ何等之ニ關知スル所ナク、隨テ總テハ独占金融資本家ノ言フ俤ニナラザルヲ得ナイノデアアル、我々ハ現在ニ於テ最モ必要トスル所ハ、財閥ヲ粉碎シ、之ヲ徹底のニ解體スルコトデアリマスガ本案ニ依リマスト却テ是等財閥ヲ再ビ強化スルコトニナルト思フノデアアル、斯カル如キ政策ヲ行ヘバ、經濟活動ハ独占金融、資本ノ利益ト其ノ意圖ニ左右セラレザルヲ得ナクナルノデアリマス、斯カル結果ハ失業者ハ増大シ、労働組合ハ骨抜キトナリ、之ヲ御用組合化サウトスルコトニナルノデアアル、斯カル結果ハ労働ノ強化トナリ、労働条件ハ益々低下シ、今ヤ我が民族ハ体力ニ於テ、知力ニ於テ、益々衰頹シツアルニ拘ラズ、斯カル政策ヲ用ヒレバ、民族ハ破滅スルノ已ムナキニ至ルノデアアル、更ニ「インフレーション」ヲ増強シ、生産活動ヲ萎靡セシメ、益々人民ノ窮乏ヲ深化セザルヲ得ナイ状態ニ陥レルデアリマセウ、是等ハ何等擬制資本ヲ切捨テル

ノデハナク、財産税トシテ取上ゲタモノヲ、再ビ資本家ノ手ニ落サウトスルモノデアリマスカラ、「インフレーション」ハ益々増大スルコトハ當然デアアル、又生産ヲ増加スル為ニハ、労働者ハ一層生産ニ吸收シナケレバナラナイノニ、數百萬ノ労働者ヲ失業ノ巷ニ追ヒ出サウトスル此ノ計畫、ソレハ生産ノ増大ハオロカ、生産ハ益々萎縮セザルヲ得ナイノデアアル、斯クシテ「インフレーション」ハ増大シ、生産活動ハ益々萎縮シ、人民ノ窮乏ハ益々深化セザルヲ得ナイノデアアル、更ニ重大ナ問題ハ、斯カル整理方針ヲ以テスレバガ外國資本ヲ導入シ、外國商品ハ日本市場ヲ明渡スルコトニナル、斯カル結果ハ植民地の超過利潤ヲ追求セラル、ノ已ムナキ至ラシムルノデアアル、斯クシテ我が民族ハ半植民地化ノ苦惱ニ泣キ、茲に植民地的奴隸ニ墮落セザルヲ得ナイ状態ニ陥ルノデアアル、我々ハ斯カル政策ヲ以テスレバ、經濟ノ再建ハオロカ、數箇月ニシテ再ビ「インフレーション」ハ増大シ、國民ハ負擔ニ苦シミ、此ノ經濟界ノ危機ハ愈々益々増大シ、再ビ一大手術ヲナサザルヲ得ナイ状態ニ至ルト思フノデアアル、故ニ此ノ際斯カル法案ヲ廢シテ、労働者農民ノ手ニ依ツテ、人民ノ手ニ依ツテ、凡ユル過去ノ犯罪のナ擬制資本ヲ掃蕩スル政策ヲ執ル、之ニ任スコトガ當然デアアルト思ヒマスノデ、我々ハ此ノ法案ニ反對スルモノデアリマス（拍手）

○議長（樋貝詮三君）大野伴陸君

〔大野伴陸君登場〕

○大野伴陸君 諸君、私ハ日本自由黨ヲ代表致シマシテ、會社經理應急措置法案及ビ金融機關經理應急措置法案ニ對シマシテ、聊カ所見ヲ申上ゲタイト存ジマス

所謂軍需補償處理ノ問題ハ、終戦後ノ我が國經濟ニ取ツテ是ガ解決ヲ迫ラレテ居ル最重要ノ一ツデアアルコトハ、今更申上ゲルマデアリマセヌ、之ヲ何レノ方向デ解決スルニ致シマシテモ、相当ノ無理ガアリ、色々ノ摩擦ヤ副作用ヲ伴フコトハ明カデアリマス、問題ハ此ノ副作用ヲ最小限度ニ止メル為ニハ、何レノ方途ヲ勝レリトスルカニ懸ツテ居ルト存ジマス（拍手）政府ニ於テハ、此ノ度軍需補償ハ原則的ニハ百「パーセント」ノ特別課税ヲ行フコトニ依ツテ、事實上之ヲ打切ルコトニ決定シテ、其ノ善後措置トシテ、金融緊急措置ノ改正、企業者及ビ金融機關ノ應急措置等ノ一聯ノ施策ヲ實行シヨウト云フノデアリマスルガ、終戦後ノ我が國ノ經濟及ビ金融ノ現状カラ見マスナラバ、軍需補償ノ支拂ラスルコトハ、現在ノ經濟国力デハ差當リ消化困難デアアル、徒ラニ過剩購買力ヲ追加スル結果、金融情勢ヲ悪化セシメルコトハ明カデアリマス、又此ノ問題ヲ未解決ノ俣放任致シマスル時ハ、日本經濟ノ再建復興ヲ阻碍スルコトモ亦明瞭デアリマセウ、隨テ此ノ際此ノ問題ヲ根本的ニ解決シヨウトスル政府ノ決斷ニ付テハ、原則的ニハ之ヲ諒トスルモノデアリマス（拍手）併シナガラ之ニハ種々ノ副作用ガ隨伴シテ起ツテ來ルコトハ言フマデアリマセヌ、政府ニ於テモ萬全ノ措置ヲ議スルデアラウト存ジマ

スルガ、特ニ若干ノ希望意見ヲ申述ベテ、更ニ注意ヲ喚起致シタイト存シマス

第一ハ過度期ニ於ケル金融ノ混亂、特ニ事業金融ノ梗塞ニ付テデアリマス、大藏大臣ハ現在ノ經濟情勢ヲ飢餓恐慌ト言ツテ居ラレルガ、所謂飢餓恐慌ノ時代ニハ何ヲ措イテモ生産ノ増強ガ第一ノ要諦デアルト存ジマス（拍手）斯カル際ニ今回ノ如キ措置ヲ行ハバ、必ズヤ極度ノ金融梗塞状態ニ陥リ、生産意欲ハ阻碍セラレ、現在最モ必要トスル物ノ増産トハ全く正反對ノ事態ヲ招來スル虞ガ多イノデアリマス、特ニ中小企業ニ於テ此ノ感ガ一層深イト存ジマス、政府トシテハ此ノ點ニ付キ十分思ヒ切ツタ施策ヲ實行スルコトガ肝要デアルト存ジマス

第二ハ企業従業員ノ勞務對策、失業對策ノ問題デアリマス、今回ノ措置ニ依ツテ企業ノ經理ニハ可ナリ大キナ影響ヲ受ケ、差當リ給與ノ支拂ニ支障ヲ生ズル場合モアルデアリマセウシ、又相當多クノ企業ガ整理ヲ餘儀ナクセラレル結果、多數ノ失業者モ出來テ來ルコトト考ヘラレマスルガ、是等失業者ヘノ退職金ノ支拂、及ビ失業者ノ生産部内ヘノ合理的受入レ態勢ノ整備強化ニ付テ、格別ノ配慮ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス

第三ハ預金吸收運動ノ積極的展開デアリマス、今回ノ措置ニ依ツテ實際上ハ一般大衆預金ニハ殆下影響ガナイト致シマシテモ、所謂預金者心理ニハ重大ナ悪影響ヲ及ボスノデアリマシテ、從來ト雖モ極メテ不振デアツタ貯蓄ノ吸收ハ、今後愈々困難ノ度ヲ加ヘルモノト考ヘラレマス、若シ此ノ俾放置スルナラバ、金融界ハ極メテ憂慮スベキ事態ニ陥ルト存ジマス、政府ハ通貨及ビ信用ノ基礎ヲ鞏固ナラシメルト共ニ、信ヲ國民ニ厚クシ、貯蓄吸收ノ増強ニ格別ノ工夫ヲ講ゼラレタイトデアリマス（拍手）

最後ニ政府ハ今回ノ措置ニ伴フ經過の且ツ消極的應急措置ノミニ没頭スルコトナク、經濟再建ノ恒久的積極策ニ付テ自信ノアル方針ヲ確定シ、速カニ是ガ實現ヲ圖ラレタイトデアリマス（拍手）軍需補償ノ處理ハ、其ノ打切りヲ以テ目的トセラレルノデハナイノデアリマシテ、光明アル新日本經濟ノ復興發展ヲ目標トスベキデアルト信ジマス、本日提案ニナリマシタ會社經理應急措置法案及ビ金融機關經理應急措置法案ニ關シマシテハ、以上四點ニ付キ強ク之ヲ要望スル次第デアリマス

尚ホ特ニ強調致シタイトハ、最近ニ於ケル政府ノ金融施策ハ極メテ姑息のデアツテ、謂ハバ國民ノ懐ロヲ探ルガ如キコトガ屢々行ハレタノデアリマス（拍手）斯クノ如キ行為ヲ繰返スニ於テハ、政府ハ國民ノ信ヲ繋グ能ハズ、政府ノ企画スル國民經濟ノ安定ノ如キモ庶幾スベカラザルコト明瞭デアルト存ジマス、政府ガ今回斷乎トシテ一聯ノ決定的大施策ヲ斷行スル以上、斯カル國民ノ財布ヲ探シ廻ルガ如キコトハ、今後絶對ニ是ナキモノト前提ニアラザレバ、斯カル施策ハ理論上許サレザルモノト信ズルノデアリマス、私ハ此ノ信念ヲ前提トシ且ツ條件ト致シマシテ、本案ニ對シ自由黨ヲ代表シテ賛意ヲ表スルモノデアリマス（拍手）

○議長（樋貝詮三君） 田中高逸君

〔田中高逸君登場〕

○田中高逸君 私ハ日本進歩黨ヲ代表致シマシテ、只今議題ニ供サレタ會社經理應急措置法案竝ニ金融機關經理應急措置法案、此ノ兩案ニ對シマシテ賛成ノ意ヲ表スルモデアリマス（拍手）

數百億圓ノ巨額ニ上ル軍需補償、戰爭保險金等、所謂戰時補償ヲ如何ニ處理スベキカハ、終戦後ニ於ケル我が國經濟ノ再建ト生産ノ増強ニ至大ノ關係ヲ有スル現下最大ノ重要問題デアリマシテ、全国民ハ齊シク甚大ナル關心ヲ以テ其ノ成行ヲ注視シテ居ツタノデアリマス、然ル所今回政府ニ於テハ愈々是ガ根本的處理ヲ斷行スルコトヲ決意セラレ、戰時補償ハ特別ノ課税ニ依ツテ原則トシテ之ヲ打切ルコトトナシ、之ニ關聯シテ企業及ビ金融機關ノ再建整備、整備途上ニ於ケル企業及ビ金融機關ノ經理應急措置、個人及ビ公益法人ニ關スル措置、復興金融ニ關スル措置等、一聯ノ強力ナル総合的政策ヲ決定スルニ至ツタノデアリマスルガ、是ハ終戦後御存ジノ如ク其ノ基盤ガ著シク縮小致シタル上ニ、更ニ今後賠償其ノ他巨額ノ負担ヲ担フベキ我が國經濟界ノ當然迎ラネバナラヌ必然ノ筋道デアルト考フルノデアリマシテ、而モ事態ハ急迫シ、徒ラニ遷延ヲ許サザル今日、政府ガ敢然之ヲ斷行セントスル決意ノ程ヲ大イニ諒トスルモデアリマス（拍手）言フマデモナク今次ノ戰時補償打切りノ各方面ニ及ボス影響ハ、幾多ノ關聯セル措置ニモ拘ラズ、場合ニ依リマシテハ相當深刻ナル結果ヲ生ミ、會社、金融機關ヲ初メ、或ハ一般預金者、債權者等、打撃ヲ受クル者モ決シテ少クハナク、又企業ノ整備ニ伴フ已ムヲ得ザル結果ト致シマシテ、不幸ナル離職者モ相當生ズルコトト豫想セラル、ノデアリマシテ、サレバ政府ニ於テモ是等ニ對シテ各般ノ對策ヲ講ズベキ用意が既ニ整ツテ居ルトハ承ツテ居リマスガ民主日本再建ノ途上特ニ眞摯實實ナル処置ヲ講ゼラレ、政府怨嗟ノ民衆ノ叫ビガ耳ヲ擊キ胸ヲ刺スガ如キ事象ガ萬々是レナキヤウ深沈大慮セラル、ト同時ニ、當面ノ金融對策、勞働對策竝ニ離職者ニ對スル退職資金等、是等支給ノ確保等ニ付テハ細心周到ナル注意ノ下ニ萬全ノ上ニモ萬全ヲ期シ、此ノ轉換期ニ於テ聊カタリトモ混亂ヲ生ジ、紛糾ヲ招キ、斷ジテ今次措置ノ根本目的タル經濟ノ再建ヲ一日、否一刻タリトモ阻碍スルガ如キ事態ヲ現出セザルヤウ、十分ノ注意ヲ以テ臨マレンコトヲ深く切望スル次第デアリマス（拍手）今次ノ措置ハ戰後經濟再建ノ出發點トシテ、國民トシテモ敢テ其ノ負担ヲ甘受致シ、其ノ目的ノ貫徹セラル、コトニ全力ヲ拵ゲテ協力ヲ惜シマナイ覚悟ガ必要デアルト信ジマス（拍手）同時ニ私ハ國民ヲ代表致シテ、政府當局ガ今後ノ經濟再建ニ關シ、單ニ整理ト云フガ如キ消極的ノ面ノミニ止マラズ、進ンデ積極的ナル建設的ノ面ニ於テモ確乎不拔ノ総合的施策ヲ迅速ニ確立實施セラレ、平和新日本ノ建設ガ一日モ速クニ完成セラレレルヤウ、不退轉ノ決意ヲ以テ此ノ重大危機ヲ突破克服スベク、更ニ一段ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ熱望シテ已ミマセヌ（拍手）

終リニ痛ンデ重ネテ一言ヲ致シマス、本日茲ニ提案致サレマシタ會社經理應急措置法案及ビ金融機關經理應急措置法案ノ兩案ハ、何レモ今次ノ一聯ノ措置ニ於ケル應急措置ト致シ、緊急措ク能ハザルモノデアリマスルガ故ニ、茲ニ民主日本再建ノ基盤ヲ確立スベキ目的ノ下ニ、本案ニ對シ賛成ノ意ヲ表シテ此ノ壇ヲ降フント欲スルモノデアリマス（拍手）

○議長（樋貝詮三君）鈴木茂三郎君

〔鈴木茂三郎君登壇〕

○鈴木茂三郎君 本日茲ニ上程サレマシタ二ツノ經理應急措置ニ關スル法案ハ、政府ガ昨日國民ノ前ニ明カニサレマシタ補償打切り竝ニ經濟再建ニ關スル聲明ニ從ツテ、今後引續キ提案サレル所ノ所謂軍需補償ノ打切りト、財界整理ニ關スル一聯ノ重要諸法案ナル戰時補償特別稅、企業金融ノ再建整備法案、或ハ復興金融庫法案、是等ノ施策ノ前提ヲナスモノデアリマシテ、政府ハ只今ソレ等ノ施策ノ全貌ニシマシテ、我々ノ前ニ明ラカニサレマシタガ故ニ、私ハ日本社會黨ヲ代表致シマシテ、本案竝ニ一聯ノ諸法案ニ依ル政府ノ政策タル軍需補償ノ打切り竝ニ財界ノ整理ニ關スル我ガ黨ノ根本的態度ヲ此ノ機會ニ先ツ明確ニ致シマシテ、本案ニ對スル態度ヲ決定致シタイト存ズルモノデアリマス

第一ニ軍需補償打切り竝ニ財界整理ニ關スル問題ニ付キマシテハ、「マツカーサー」司令部ニ依ツテ招聘サレテ來朝ノ上、日本ノ經濟狀況ヲ視察サレテ作成サレタト推測サレル所ノ「レオ・チャーン」氏ノ整理案ナルモノガ、權威ヲ以テ國民ノ間ニ傳ヘラレテ居ルヤウデゴザイマス、我々ハ此ノ「レオ・チャーン」氏案ノ具體的ナ一々ニ付テ窺ヒ知ルコトハ出來マセヌガ、「チャーン」氏案ノ原則ハ、戰爭ニ依ツテ發生シタル政府ニ對スル凡ユル個人及ビ企業ノ全請求權ヲ、課稅ノ方式ニ依ツテ打切り、實質的ニハ之ヲ破棄スルト云フ徹底のナモノデアリマシテ、軍需補償ノ打切り竝ニ大口ノ軍需公債ノ棒引ニ關シマシテハ、軍需資本家ニ戰時利得ヲ吐出サセ、又「インフレ」ノ悪性化ヲ防ギ、且ツ又財政經濟ノ再建ノ為ニ之ヲ必須條件ナリト主張シテ參リマシタ我ガ黨ハ、當然「チャーン」氏案ノ此ノ原則ニ一致スルモノガアルノデゴザイマス、然ルニ政府今回ノ措置ハ、資本家ト共ニ今日マデ軍需補償ノ打切りニ極力反對ヲサレテ參リマシタガ、漸ク内外ノ情勢ニ促迫サレテ、已ムナク軍需補償ノ打切りト財界整理ノ肚ヲ御決メニツタヤウデゴザイマス（拍手）併シソレハ權威アル「チャーン」氏案ノ如キ全請求權ノ破棄ト云フノデナク、大幅ニ打切ルト云フ程度ノモノデゴザイマスガ、我々ハ政府ガ小口ノ預金デアルトカ、小口ノ戰災保險ナドニ對シマシテ考慮ヲ拂ハレタコトニ對シテ、敬意ヲ表スルニ吝ナルモノデハゴザイマセヌ、併シナガラ所謂「チャーン」氏案ノ原則トハ似テモ似付カヌモノデアアルコトハ、私ガ次ニ申上ゲル理由ニ依ツテ明瞭デアルト存ズルモノデアリマス

申上ゲルマデモナク全請求權ノ破棄トカ、大幅ノ打切りト云フ意味ハ、戰爭ニ依ツテ發生シタ所ノ不良資産ヲ資本家ノ負

担ニ於テ整理スルト云フコトデゴザイマス、然ルニ政府今回ノ措置ハ、一方ニ於テハ軍需補償ノ打切り、他方ニ於テハ資産ヲ時價デ評價スル、資本家ノ間ニハ昭和十四年或ハ帳簿價格ノ三倍半ニ引上ゲテ呉レト云フ要求サヘゴザイマスガ、兎モ角政府ハ時價ニ依ツテ資産ヲ再評價スルコトヲ聲明サレテ居リマス、サウ致シマスト、片方ニ於テ軍需補償ヲ切りナガラ、切ツタモノダケヲ資産評價ニ於テ引上ゲテ行クト云フ、何等徹底セル所ノ整理トハナラナイ、今日マデ資本家ガ所謂濟シ崩シニ整理スルー「インフレーション」ヲ發展サセテ、長イ間ニ次第二働ク人達、國民ノ上ニ此ノ犠牲ヲ投ゲ掛ケテ行クト云フ所ノ、濟シ崩シノ整理案以外ノモノデハナイノデアリマス、併シマダ是ダケデナクテ、今後整理ヲ要スル所ノ問題ハ、賠償ニ關スル問題或ハ軍事公債ノ問題、舊勘定ノ第二封鎖預金ノ問題或ハ新圓ノ「インフレ」ニ對スル問題等、今後財界ノ整理ヲ要スル問題ハ極メテ澤山アルノデアリマスガ、斯様ナ第二、第三ノ整理ガドウシテモ不可避デアリマスルノニ、今後此ノ問題ガ同ジヤウニ當然資本家ノ負担スベキモノヲ、國民ノ背巾ニ轉嫁スルヤウナ整理ノ行ハレルコトニ對シマシテハ、我が黨ハ斷乎タル決意ヲ以テ之ニ反對セントスルモノデゴザイマス（拍手）

第二ニハ、只今申シマシタヤウニ水膨レヲ十分整理シナイ結果、今後ノ生産ハ高イ資本ノ「コスト」デ安イ生産「コスト」ニ引下ゲテ品物ヲ作ラウト致シマス為ニハ、資本家階級ハ働ク人達ヲ少クシテ、人員ヲ整理シテ、少シデモ余計働カセルト云フ方面ニ、所謂重イ労働ヲ勤勞階級ノ上ニ振掛ケテ來ルコトハ當然デゴザイマス（「ノーノー」）ソレト同時ニ軍需補償トハ何ノ關係モナイ所ノ銀行會社ノ企業ガ、此ノ財界ノ整理ニ便乘致シマシテ同ジヤウニ合理化ヲ目指シテ即チ人ヲ減シテ余計働カセルコトヲ主眼トスル資本家ノ合理化ヲ目指シテ、此ノ機會ニ凡ユル方面ニ於テ人員ノ整理ガ行ハレルデアラウト云フコトガ極メテ憂慮セラレテ居ルノデゴザイマス（拍手）人員ノ整理ニ關シマシテ、私共ハ所謂軍需補償ノ整理ニ籍口ヲ致シマシテ此ノ際人員ヲ整理セントスル方策ニ對シテ反對ヲ致スモノデゴザイマスガ、已ムナク整理致スト致シマシテモ、出來得ルダケ労働時間ヲ短ク致シマシテ、働ク人達ヲ澤山使フヤウニ致シマシテ失業者ヲ少クスル、サウシテ斯様ナ方向ニ政府ヲシテ出來得ルダケ最善ノ努力ヲセシメナケレバナラナイ、ソレト同時ニ失業者ニ對シマスル政府ノ受入態勢ガ、只今マデ凡ユル機會ニ於テ論議、審議サレタ形跡ヲ顧ミマシテ、政府ハ失業問題ニ對シマシテハ極メテ無計畫デアリ、又不十分デアル、而モ政府ノ誠實ヲ疑ハシムルモノガゴザイマスガ故ニ、私ハ此ノ機會ニ於テ失業問題ノ前途ガ極メテ重大ナルモノナルコトヲ政府ニ警告セントスルモノデゴザイマス、失業救濟濟ノ事業ニ致シマシテモ、道路ヲ直シタリスルヤウナ單ナル失業救濟デナクテ、我々ハ生産ヲ再建致シマシテ、此ノ生産點ニ出來得ルダケ失業者ヲ就業セシメルヤウナ積極ノ計畫ノ樹立ヲ政府ニ要求致スモノデゴザイマス、或ハ又已ムナク出タ失業者ニ對シマシテ、政府ハ解雇手當ヲ三箇月、大體今月ハ實収入ノ一月分ヲ與ヘテ、來月ハ幾ラカ減ラシテ、次ノ三月目ハモツト減ラシテ、僅カ三箇月ニ足りナイ所ノ退職手當ヲ拂

ツテ解雇シヨウト云フ腹案ヲ持ツテ居ラレルヤウニ承知致シテ居リマスガ、我々ハ斯クノ如キ解雇手當ノ僅少ナルニ對シテ反對ヲ致シマス、又解雇手當ニ關シマシテハ、凡ユル經理ニ優先致シマシテ、若シ資本家側ニ於テ支拂フコトガ出來ナイヤウナ場合ニハ、政府ニ於テ之ヲ負擔スル用意ヲ持タナケレバナラナイト存スルノデゴザイマス（拍手）

第三ニハ政府ノ是カラ提案セントスル全貌ニ從ツテ、其ノ一ツツニ付テ大マカニ検討致シマスルト、政府ノ財界整理案ハ極メテ資本家の臭味ヲ蔽ヒ隠スコトノ出來ナイモノデゴザイマス、例ヘバ同ジ預金ニ致シマシテモ、一世帯デ各銀行ノ一ツツツニ付テ一萬五千圓ツツ第一封鎖ニ入レルト云フヤウナコトデハ、最近財産税ノ問題以來凡ユル金持ハ出來得ルダケ預金ヲ分散致シマシテ、保護サレル所ノ一萬五千圓以内ノ預金者ノ中ニ何レモ隠レテ居リマス（拍手）我々ハ斯クノ如ク大資本家ガ我々ノ一萬五千圓ノ中ニ入り込シテ來タモノマデヲ救済セントスル、一世帯ニ付キ各銀行毎ニ一萬五千圓ト云フヤウナ政府案ニ對シテハ反對シナケレバナラナイト存ズルノデゴザイマス（拍手）或ハ又如何ナル場合ニ於キマシテモ、今日マデ會社ノ整理、銀行ノ整理ニ當リマシテハ、株主ガ未拂込ヲ徵收シテ之ヲ整理ニ當テ、特ニ金融機關ノ場合ニ於キマシテハ、預金者ニ對スル銀行重役ノ責任上私財ヲ提供致シマシタコトハ、今日マデノ金融恐慌ノ歴史ニ於テ明ラナ所デゴザイマス、斯様ニ此ノ整理案ハ極メテ資本家の臭味ノアルモノデアルニ拘ラズ、一方ニ於テ此ノ一萬五千圓ノ第一封鎖デアツテモ、銀行ガ整理ヲ致シマシテ支拂ヘナイ場合ニハ、政府ハ此ノ支拂マデモ保證セント致シテ居ルヤウデゴザイマス、此ノ結果ハ結局致シマスルト、煎ジ詰メテ參リマスルト、所謂財閥ノ五大銀行ニ於テ一萬五千圓以下ノ預金ノ支拂ガ出來ナイコトニナルヤウデゴザイマスルカラ、畢竟スル所政府ノ此ノ預金ニ對スル支拂ノ保證ハ、財閥ノ五大銀行ニ對スル預金ノ支払ヲ保証スル以外ノ何モノデモナイト信ズルモノデゴザイマス（拍手）我々ハ斯様ナ場合ハ金融手帳ニ依ツテ處理サレル一ツノ方法ヲ見出サナケレバナラナイト存ジマス

〔「小児病的ダ」ト呼ビ其ノ他発言スル者多シ〕

○議長（樞貝詮三君） 靜肅ニ願ヒマス

○鈴木茂三郎君（續） 然ルニ一方ニ於キマシテ、今日マデ軍需補償打切りニ反對ヲ致シテ參リマシタ所ノ政府ハ、財産税一本ヲ其ノ方策ト致シテ居リマシタガ、財産税ニ關シマシテハ、今回軍需補償ノ打切りヲ致シタト云フコトニ依ツテ、一千億圓ノ豫定ニ對シテ五百五十億圓ヲ免除致シマシテ、所謂法人會社ニ對シテハ財産税ヲ免除スルコトニ致シマシタコトハ、極メテ會社ヲ擁護スル所ノ偏頗ナ處置ナリト斷ゼザルヲ得ナイモノデゴザイマス（拍手）

第四ハ軍事公債ノ問題デゴザイマス、一方ニ於キマシテハ政府ハ軍需補償ヲ打切ル、戦災ノ保險ニ一定額以上ヲ課税スル、預金ハ封鎖スル、或ハ又大陸カラ引上ゲテ參リマシタ所ノ我々ノ同胞ニ對シテハ、或ハ復員ノ兵士ニ對シテハ、之ヲ放置シ

テ願ミル所ガナイ、或ハ又此ノ戰爭ノ為ニ百十萬人ノ我々ノ若キ同胞ガ戰死ヲ致シテ居リマス、或ハ又勤勞階級ノ中ニハ、預金ヤ貯金或ハ保險ト云フヤウナモノサヘ持タナイ所ノ多數ノ是等ノ人達ガ、今回ノ財界整理ノ余波ヲ受ケテ犠牲ヲ負担シナケレバナラナスト云フヤウナ事態ニアルニ拘ラズ、軍需補償ト性質ヲ同ジク致シマス所ノ軍事公債ニ對シテ、何等之ニ手ヲ著ケナイタケデナク、所謂五大銀行ヲ保護スル為ニハ國債ノ利拂マデモスルヤウナコトヲ致シマスコトニ對シテ、我々ハ斯カル政府ノ銀行擁護ノ偏頗ヲ處置ニ對シテ反對ヲ致スモノデゴザイマス、政府ハ軍事公債ノ打切りハ預金ノ支拂ニ支障ヲ來スト云フ、極メテ立派ナ名前ニ籍コシテ辨解ヲ致シテ居リマス、併シナガラ古イ勘定ノ預金ハ今日完全ニ封鎖サレテ居リ、新シイ勘定ノ預金モ、或ハ又新圓モ、滔々タル新圓ノ「インフレーション」ニ依ツテ其ノ紙幣ノ價值ハ下落シツツアリマス、少シモ政府ニ依ツテ預金ノ保護ハサレテ居ラナイ、且ツ支拂ノ保證ニ充テルト云フ所ノ多額ノ軍事公債ニ對シマシテ、政府ノ今日ノ計畫ニ依リマスルト是等ノ軍事公債ノ元利拂ヲ得ルヤ否ヤト云フコトニ對スル、何等ノ計畫の財政方針ヲ持ツテ居ラナイノデゴザイマス、支拂フコトノ出來ナイ軍事公債ヲ、支拂ヒ得ルカノ如ク國民ノ前ニ宣傳ヲイタシマスコトハ、是ハ國民ヲ欺瞞スルモノデゴザイマシテ、今日本當ニ國民ノ預金ヲ擁護セントスルニハ、資本家ガ金庫ノ中デ温メテ居ル所ノ、戰爭ノ產物デアアル軍事公債ヲ保護スルコトデハナクテ、國民ノ貯金ヲ、國民ノ新圓ヲ、滔々タル新圓ノ「インフレーション」カラ護リ、オ互ヒノ預金ガ只ニナラナイヤウニ、先ヅ新圓ノ「インフレ」ニ對スル防止ヲ行フコトガ、私ハ今日何ヨリノ急務ナリト信ズルモノデアリマス

最後ニ中小商工業ノ問題ニ付キマシテ、財界ノ整理ノ余波ヲ多ク受ケルモノハ中小商工業資本デアルコトハ、自由黨、進歩黨ノ諸君モ御認メニナツテ居ルヤウデゴザイマス、我々ハ是等ノ中小商工業——一面ニ於テハ金融ニ付テ戰災ニ因ツテ担保物件サヘナクナツテ居ル是等ノ中小商工業者ガ、實質のニ再建シ得ルヤウナ融資ノ具體的ナ方法ヲ講ジ、同時ニ全國ノ遊休施設ヤ或ハ又民間ノ持ツテ居ル資材ヲ國家ノ管理ニ移シマシテ、物ノ方面カラモ是等ノ中小商工業ニ對シマシテ出來ルダケノ協力ヲ與ヘ、内示ヲ與ヘ、技術者ノ総動員ヲ行ツテ、出來ルダケ産業ノ技術の進歩ヲ圖ラナケレバナラナイト存ジテ居ルモノデゴザイマス、私ハ斯様ナ政府ノ今回提案セントスル一聯ノ諸法案ニ對シマスル我ガ社會黨ノ根本的ナ見解ヲ表明致シタノデゴザイマスガ、我々ハ斯カル根本的の見解ノ上ニ立ツテ、今後續イテ提案サレテ參リマス所ノ一聯ノ諸法案ニ對シマシテ、是等ノ本格的の施策ニ對シテ、私ガ只今申上テマシタ根本的態度ノ上ニ立ツテ、峻厳ナル、嚴肅ナル檢討ヲ加ヘントスルモノデゴザイマス、日本社會黨蔽トシテ存スル限り、斯クノ如キ資本家のナ財界整理案ヲ我々ノ議會ヲ易々ト通過サセルコトハ斷ジテ不可能デアリマス（拍手）

併シマガラ今日茲ニ提案ヲサレマシタ所ノ二ツノ法案ハ、政府ガ是カラ提案ヲ致ス所ノ本格的の諸法案ノ前提ヲナスモノ

デゴザイマシテ、其ノ豫備のナモノデゴザイマシテ、財界ノ整理ト軍需補償ノ打切りノ徹底ヲ所斯致シマスル私共ハ、此ノ際斯カル豫備のナモノハ事情バムヲ得ナイモノト致シマシテ茲ニ承認シ、次ノ此ノ豫備のナ法案ニ續イテ提案サレテ參リマス所ノ一聯ノ資本家のナ財界整理案ニ對シテ、我々ハ峻厳ナル、嚴爾ナル檢討ヲ加ヘルコトヲ茲ニ聲明致シマシテ、本案ニ對スル態度——賛意ヲ表スルモノデゴザイマス（拍手）

○議長（極貝詮三君） 駒井藤平君

〔駒井藤平君登壇〕

○駒井藤平君 私ハ協同民主黨ヲ代表致シマシテ、只今上程サレマシタ會社經理應急措置法案、金融機關經理措置法案、此ノ二案ニ對シマシテ希望ヲ述ベテ、原案ニ賛意ヲ表スルモノデアリマス（拍手）

元來「インフレ」ト云フ、謂ハバ脂肪過多症ニ比スベキモノヲ、物理的療法ト云ツタヤウナ方法デ治サウトスルモノデアツテ、「インフレ」ト云フ、謂ハバ脂肪過多症ニ比スベキモノヲ、物理的療法ト云ツタヤウナ方法デ治サウトスルモノデアツテ、或ル程度「インフレ」ヲ昂進サセ、諸物價ガ戰前相場ノ幾倍カノ所デ大體均衡ヲ保ツ潮時ヲ見計ラヒマシテ、金本位其ノ他確實ナル貨幣制度ニ復帰スルコトヲ機會ニ、所謂平價切下ゲヲ斷行シテ脂肪肥リヲ治ス方法デアアルノデアリマス、世界ノ多クノ國ハ此ノ謂ハバ内科的療法ニ依リマシテヤツタノデアリマスルガ、此ノ問題ハ心臟ガ持子堪ヘルカドウカト云フ點ニアルノデアリマス、第二ノ療法ハ謂ハバ外科手術ニ依ル方法デアツテ、脂肪過多ノ局所々々ニ付テ手術ヲ行フノデアアルガ、其ノ方法ハ其ノ手術ヲ行フ際ニ、成ベク痛ミヲ少クスル、其ノ為ニハ麻醉劑ヲ用ヒル要アルハ勿論、其ノ出血ニ對シマシテモ、身體ヲ持子堪ヘルヤウニ、輸血其ノ他ノ周到ノ用意ヲシテ置クコトガ肝要デアリマス、サモナケレバ手術ハ手際好ク完全ニヤツタガ、患者ハ死ンデシマフト云フヤウナ虞ガアルカラデアリマス（拍手） 石橋藏相ハ平素ノ御持論カラシテ、我々ハ藏相ニ密カニ第一ノ内科的療法ニ出ラレルデアラウコトトノミ期待シテ居ツタノデアリマスルガ、入閣後種々ノ御事情カラ、遽カニ外科的手術ニ出ラレル御決心ヲナサレテ、一兩日前ノ緊急緊急措置令ノ改正トナリ、本日ノ提案トナツタモノト推察致スノデアリマスガ、從來此ノ方法ニ依ツタ諸國ハ、比較的領土廣大、物質豊富ト云フ恵マレタ環境ニアリ、所謂輸血ノ途モ容易ニ得ラレルノデアアルガ、敗戰ノ結果、今日ノ我が國情ハ全然是ト趣キヲ異ニシテ居リマス、隨テ一度手術ヲ誤ツテ多量ノ出血ヲスルヤウナコトガアレバ、回復絶望トマデ行カズトモ容易ナラヌモノガアル、我々ハ密カニ危惧スル次第デアリマス、カルガ故ニ我々ハ黨派の立場ヲ超越致シマシテ、石橋國手ノ手術ノ成功ヲ祈ルト共ニ、苟且ニモ一旦手術ニ取掛ル以上、其ノ間過チヲ出來ルダケ少クスル為ニ必要ナ忠言ト助力ヲ惜シマナイ積リデアリマス（拍手） 差當リ萬一ノ場合必要ナ輸血ノ準備トシテ、海外ニ「クレジット」ヲ設定セラレレル等、必要物資ノ供給ヲ受ケル途ヲ開カレル等ノコトモシナケレ

バナラヌト考ヘマス、「クレジツト」ニ付テ序デナガラ申上ゲマスガ、數日前ノ「スターズ・エンド・ストライブス」ニ依リマスト、最近日本及ビ朝鮮ニ對スル必需物資ノ輸入ノ為ニ五千五百萬「ドル」、内三千萬「ドル」ハ日本ノ「クレジツト」ガ設定セラレタトノ「ワシントン」電報ガ掲載サレテ居ルノデアマス、其ノ「クレジツト」ノ期間ハ三十年トアルガ、スカル長期トナツテハ假令廻轉「クレジツト」ト致シマシデモ、余リニ少額デアルト思ヒマスガ、何レニセヨ祖國ノ經濟復興ノ為ニハ斯カル方法ヲ十分ニ利用アランコトヲ切望シテ已マヌノデアリマス

又國內ニアリマシテハ、解體後ノ舊財閥ノ事業中、國民生活ニ必要ナル物資ノ生産ニ關スル部分ヲ、資本家モ勤勞者モ渾然一體化シタ、我々ノ所謂協同主義經營ニ依ツテ迅速且ツ圓滿ニ増産ヲ期スルト共ニ、之ニ依ツテ更ニ農業、林業、水産業等ノ増産ニ必要ナル物資ノ供給ニ満足感ナキヲ期セラルルト同時ニ、國民生活上ニ必要ナル物資ノ配給ニ當リマシテハ、輸送ノ圓滑ヲ圖ルト共ニ、配給機構ノ整備、就中隣組、町内會等ノ經濟活動ヲ協同組合化スルニ依ツテ、當局ノ取締ト相呼應シ、横流レ、闇行為等ノ絶滅ヲ期サレルコトガ肝要ト思フガ、是等ノ點ニ關スル所ノ政府ノ水モ洩ラサヌ用意ガ必要デアルト私ハ強調スルモノデアリナス（拍手）苟且ニモ新經濟下ニ於テハ、正直者ガ馬鹿ニサレ、闇行為ヤ日稼ギラスル人々ガ俄力成金ト成トナリ、脂肪過多症治療ノ結果、身體ノ一部ニ脂肪ガ偏在シテ妙ナ畸形態ガ出來、一般大衆ハ為ニ苦シムト云フコトニナラナイヤウニ、萬全ノ策ヲ講ゼラレルコトヲ切望致ス次第デアリマス、萬一斯カル謂ハバ瘤ノ出來タ場合ニ、是ガ治療ニ思切ツタ手術ニ出ラレル覺悟ト用意ヲ今日ヨリ整ヘテ置カレテ、以テ世道人心ノ頹廢ヲ防ガレンコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス

最後ニ今一點希望致シタイコトハ、一萬五千圓以内ニ於テナシタ銀行ヘノ預貯金——偶然カ或ハ早耳デアツタカ、サウシタ人ガ非常ニ有利デアツタト云フヤウナ不公平ガ現ハレテ居ルノデアリマス、是等ヲ公平ニ處置シ、特ニ善處セラレンコトヲ希望シテ本案ニ賛意ヲ表スルノデアリマス（拍手）

☆議長（樋貝詮三君） 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、兩案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

☆議長（樋貝詮三君） 起立多數、仍テ兩案ハ可決致シマシタ（拍手）是ニテ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ

是ニテ散會致シマス

午前三時五十三分散會

一二 復興金融金庫法案の提案理由説明

復興金融金庫法案の提案理由説明について（於衆議院・昭二一・八・二七）

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）只今議題トマリマシタ復興金融金庫法案ニ付キ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス

去ル八月十四日會社經理應急措置法及ビ金融機關經理應急措置法ノ兩案ノ御審議ヲ煩ハシマシタ際ニ申述ベマシタ通り、政府ハ今般戰時補償問題ノ徹底的解決ヲ行フコトニ決シマシタ、之ニ關スル法案ハ準備ノ都合上提出ガ遅レテ居リマスガ、其ノ大體ノ構想ハ當時モ申上ゲマシタヤウニ、課税ノ方式ニ依リ大幅ニ各種補償ノ打切りヲ行フノデゴザイマス、此ノ趣旨ハ申スデモナク、是等補償ニ關係アル諸企業カラ經理上不安ノ要素ヲ一掃致シマシテ、以テ其ノ再興ノ基盤ヲ確實ニスルコトガ目的デゴザイマス、即チ是等ノ企業ハ何レモ其ノ經理ヲ新舊ノ二ツノ勘定ニ分離致シマス、サウシテ一切ノ不良資産ト債務トハ、總テ舊勘定ニ棚上ゲテ致シテ之ヲ整理スル、企業其ノモノハ全ク舊勘定ノ束縛カラ脱シマシテ、堅實ナル資産ノミヲ以テ構成スル新勘定ニ依ツテ經營サレルノデアリマス、隨テ斯様ナ新勘定ニ依リマシテ經營サレル、謂ハバ更生セル企業ガ、金融ノ梗塞ヲ來シテ、為ニ經營ノ困難ヲ生ズルガ如キ理由ハナイ筈デアリマス、併シ何セヨ今回ノ補償整理ハ晝期的處置デアリマス、且又甚ダ急激ニ是ガ行ハレマスノデ、經濟界ニ与ヘル物質的及ビ心理的影響ハ相當深刻デアリマス

〔議長退席、副議長著席〕

況シテ其ノ整理ノ余波ハ一般金融機關ニモ及ビマスノデ、ソレ等ノ整理ガ一段落致シマスマデノ過渡期ニ於テハ、或ハ意外ナ金融梗塞狀態ガ經濟界ニ發生シナイトモ限ラナイノデアリマス、ノミナラズ今日ノ我が產業界ハ、以上申シマシタヤウナ整理問題カラ離レマシテモ、元來戰爭ニ依ツテ蒙ツタ打撃甚大デアリマシテ、謂ハバ灰燼ノ中ヨリ再出發ヲシナケレバナナイ狀態ニゴザイマス、斯様ナ場合ノ企業ハ、假令平和經濟ヲ維持シ必要デアリ、前途有望ナモノデゴザイマシテモ、或ハ直チニ採算ノ引合ハナイモノモアリマセウ、或ハ又多額ノ資金ヲ固定シナケレバナラナイモノモアリマス、特ニ中小企業、或ハ今後大イニ我が國トシテ育成成ヲ圖ラナケレバナラナイ農村工業ノ如キニ對シテハ、特段ノ注意ヲ拂フ必要ガアルノデアリマス、斯様ナ見地カラ、政府ハ豫テ特殊ノ金融機關ヲ設ケマシテ、以テ產業ノ復興ヲ促進スル意圖ヲ抱キマシテ、其ノ研究ヲ續ケテ參ツタノデアリマスガ、今回はガ成案ヲ得マシタノデ、茲ニ御審議ヲ煩ハス次第デアリマス

此ノ法案ニ依リマス復興金融金庫ハ、其ノ第一条ニ記シテ居リマス通り、「經濟の復興を促進するため必要な資金でほかの金融機關等から供給を受けることが困難なものを供給する」ノガ目的デアリマス、固ヨリ併シナガラ是ハ整理機關デモ、

又救済機關デモゴザイマセヌ、又從來ノ金融機關、例ハバ興業銀行ト云フヤウナモノト競争ノ立場ニ立ツモノデモゴザイマセヌ、此ノ金庫ハ飽クマデ金融機關デアリマスト同時ニ、一般ノ金融機關デハナシ得ナイ金融ヲ國家の見地カラ之ヲ分担致シ、企業ノ再建育成ニ努メル使命ヲ持つモノデゴザイマス

此ノ金庫ハ以上申上ゲマシタヤウナ性質ヲ有シマスノデ、其ノ新クナ業務ヲ行フ期間ハ、設立ノ時カラ三年ニ限ルト云フコトニ致スマシテ、ソレガ一時的機關デアルコトヲ明カニ致シテ居リマス、而シテ其ノ資本金ハ取敢ズ百億圓ト致シマシテ、其ノ金額ヲ政府カラ出資致シマス、サウシテ其ノ百億圓ノ内、四十億圓ヲ設立ト同時ニ政府ガ之ヲ拂込ヲ致スノデアリマス、但シ本金庫ノ必要ト致シマス資金ハ、此ノ四十億圓ノ拂込資本ノ外、資本金百億圓ノ限度内ニ於キマシテ、復興金融債券等ヲ發行致シマシテ之ヲ賄ヒマス、又金庫ノ運営ニ關シマシテハ、別ニ復興金融委員會ヲ設ケマシテ、其ノ基本方策ヲ決定致シマスト共ニ、役員ノ選任及ビ日常ノ金庫ニ對スル監督等モ殆ド挙ゲテ之ヲ此ノ委員會ニ委ネ、以テ本金庫ノ運営ノ民主的ナルコトヲ確保セント致スモノデアリマス

尚ホ此ノ法律案ノ提案ニ先ダチマシテ、御承知ノ通り既ニ八月一日カラ日本興業銀行ヲシテ、本金庫ガ行フノト同趣旨ノ特別ノ融資ヲ實施サセテ居リマスガ、是ハ復興金融金庫ガ設立サレマシタ暁ニハ、此ノ復興金融金庫ニ、現在興業銀行ガヤツテ居リマス所ノ機能ヲ引繼グコトニ致シマス

〔副議長退席、議長著席〕

サウシテ日本興業銀行カラ既ニ特別融資ヲ受ケテ居リマス所ノ債務者ニ對シマシテハ、復興金融金庫カラ其ノ債務ノ現在額ト丁度同ジ金額ノ融資ヲ致シマシテ、ソレヲ以テ日本興業銀行カラ受ケテ居ル特別融資ヲ辨濟サセルコトニ致スノデアリマス

以上ガ復興金融金庫ノ大體ノ性格デゴザイマス、ト同時ニ本法案ノ提出ノ理由デゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ下サランコトヲ御願ヒスル次第デアリマス（拍手）

あとがき

国破れて山河在り

もう五〇年も昔のことになる。現在の繁栄を当時誰が予測したであろうか。昭和二〇年八月一五日、後にシャウブ税制使節団の一員として来日するJ・B・コーヘンは、戦後まもなくアメリカ合衆国戦略爆撃調査団の団員として「戦略爆撃の日本戦争経済に及ぼせる諸効果」の調査に当たっていた。彼はその後この経験を「戦時戦後の日本経済」(大内兵衛・昭和二六年岩波書店刊)にまとめあげた。それによると、「一九四五年夏なかば、すでに全く疲労困憊しきっていた戦時経済は降服とともに完全に運行を停止してしまった。もはや最終製品生産高の九〇%まではその目的を失った。これまで全く戦争用に向けられているため、急に前途の見透しもつかず、平時目的への再転換を促す刺激も権威も存在しないという状態におちいった軍需工場はいまや職工の影もなく静まりかえって、経済的にいえばそっくり層の山と化した。」と観察している。

当時の税制当局者は、戦後処理については、何回も指摘したところであるが、最終的には、財産税によるほかなかったという。戦時財政の処理の切札は財産税であったのである。これは先人の教訓を敷衍したのかもしれない。

そう言えば、J・A・シユムペーターは、伊藤光晴・根井雅弘両氏に従えば、「まだ戦争が続いている時〔第一次世界大戦を指す〕、ウィーン社会学会で行った講演―それは、戦争終結の年、一九一八年に『租税国家の危機』としてグラーツで小冊子として出版された―のなかで「この年の秋には講和が結ばれる」と予見して、戦後いかなる財政政策をとるべきかを論じていることである。」と指摘している。

「戦争は多くの財貨を損耗させる。それは国民を貧しくした。その財の供給は大問題である。だが戦争が終わった時、『その後に残る問題は、『貨幣問題』にすぎない』。『軍隊と国民が戦争中に要した財貨は、われわれがすでに

調達してしまつたもの』なのである。戦争を遂行するために、国債が出され、紙幣が発行された。それをいかにすべきかという『貨幣』問題が、われわれの直面する問題なのである。／＼とりうる道は、二つである。第一は『インフレーション』の継続である。それは『わが国の貨幣秩序の放棄を前提するもの』である。第二の道は、一回かぎりの財産税によつて、この貨幣問題を解決することである。シュンペーターがえらぶべしとする政策は、この第二の道であつた。^{*}』という。

*伊藤光晴・根井雅弘「シュンペーター」岩波新書赤判二七三・四二頁参照

尤もこのくだりは、シュンペーターの「租税国家の危機」木村元一訳 勁草書房 昭和二六年刊行の書物でいへば、五 それは崩壊せざるを得ないか？の項において特に九六頁、九八頁、一〇一・一〇二頁の要約として伊東・根井はとりあげているといえよう。ともかく昭和二〇年から二七年の前、既に戦争経済の後始末についてシュンペーターはその処方箋を指摘している。わが税制当局者にも少なからず影響があつたものと思えるが、寡聞にしてそのことを直接のべたり、或いは示唆したところをしらない。だが、歴史は繰り返すのであろうか、その感を深くする。これを以て本稿のあとがきとする。

*この意味については、三浦周行著朝尾直弘編「大阪と堺」岩波文庫一九九〇年三刷一頁玩味すべきところがあつた。労を厭わず若干を引用しておく。

現代の出来事の中にはよく歴史上の事実と同一もしくは類似した事が認められる。これを見て「歴史は繰返す」といふけれども、その実決して無条件で繰返す訳ではなく、一見同一の事柄と見えても、仔細に調べてみると、相違の廉々のあることが多い。しかし古今の間に、よし表面だけでも同一もしくは類似の点ありと見えるのは、それ自信興味のある事であるが、さらに進んでそれがいかなる理由にもとづいて居るかを研究する時、一層の感興を深くするであらう。といわれる。心して拝聴したい。

あらためて彼の炯眼に敬意を表したい。

さて、昭和二一年中の税制改正の経緯は更に続く。一般税制の改正、臨時租税措置法の全文改正については、今なお、一言も触れていない。だが、日月は容赦なく過ぎて行く。

終わりになったが、本稿の本誌への掲載には三島英治研究部長、磯部喜久男主任教授及び岡本勝秀本誌担当教授の温かい配慮によるところが大きい。この場をかりて御礼申し上げる。